

56 新規漁業就業者の確保・育成対策の充実について

【農林水産省】

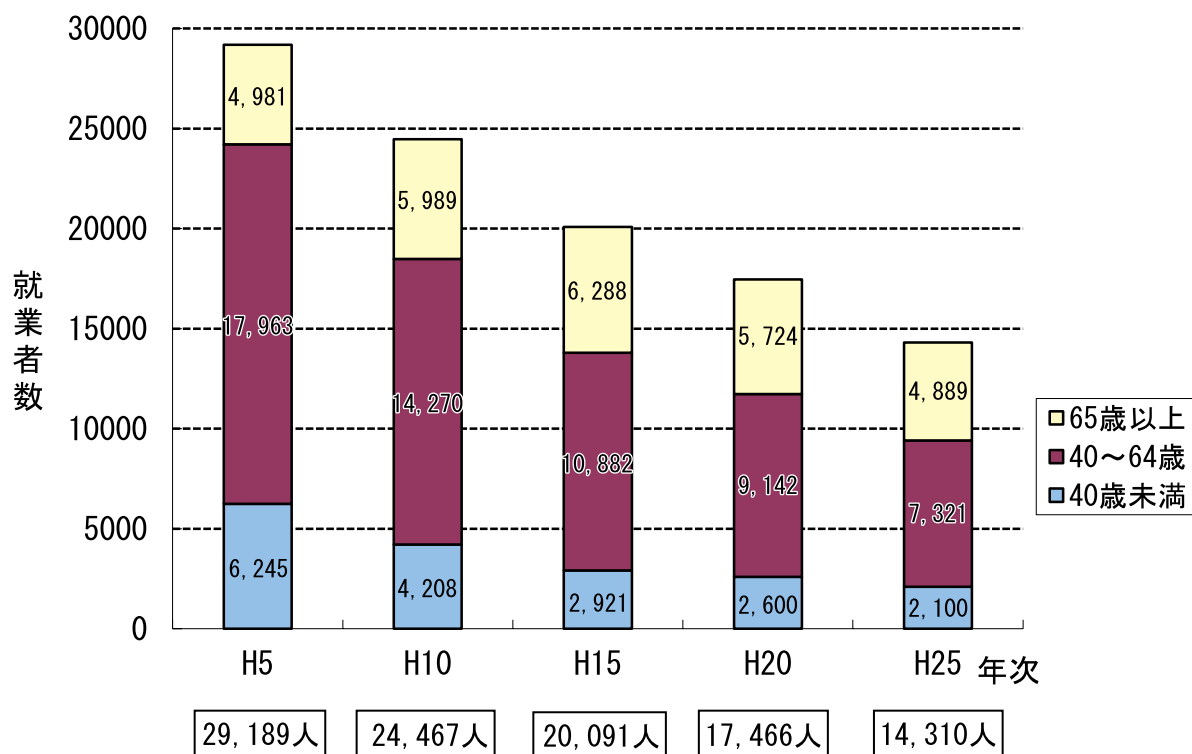
【提案・要望の具体的内容】

漁業就業者数の減少及び高齢化が進む中、新規漁業就業者の確保・育成は緊急かつ重大な課題である。しかし、漁業を始める際の初期費用が高額なことや、独立後の経験不足による水揚げ不振から離職するなどの課題があり、就業者数の減少に歯止めがかからないのが現状である

よって、国の新規漁業就業者への支援制度について、独立型新規就農者に対する給付金制度と同様に、独立型新規漁業就業者に対する給付金制度について新たに創設すること

今後、漁業就業希望者の多くが青年就業準備給付金を利用できるよう、「漁業学校等」の設置要件を大幅緩和すること

長崎県漁業就業者数の推移



新規就業者数の推移

(県調べ)

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25
新規就業者数(人)	134	147	146	152	152	170

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

漁業者所得（東シナ海3～5トンの個人経営体）が、昭和63年の2,595千円から平成24年に1,278千円（昭和63年比49.2%）まで減少するなど漁業では厳しい経営環境が続く中、高齢者の引退が進み本県の漁業就業者数は昭和63年の35,445人から平成25年に14,310人（昭和63年比40.4%）まで減少しています。

漁業への就業が期待される漁家子弟が就業を希望せず、漁業外からの参入（U、Iターン）も進まず、さらに沖合漁業（以西底曳、大中型まき網）の衰退により雇用先も大きく減少しており、漁業就業者の34%を65歳以上が占めるまで高齢化も進んでいます。

本県にとって水産業は、安全安心の食糧生産に止まらず、水産物流通業や水産加工業、造船業など裾野の広い関連産業をもつ重要な産業であり、特に漁業が重要な基幹産業となっている離島・半島地域では、水産業の衰退は、地域の衰退、さらには地域の存続にも直結しており、新規漁業者の確保は喫緊の課題となっています。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

本県の漁業就業形態は小型漁船による自営漁業が主体ですが、漁業者は対象魚種、季節、潮時等に合わせた漁具漁法を選択し操業する必要があり、年々変化する漁海況への対応力も必須となります。さらに、漁船の操船やドック、エンジン保守等、多岐に亘る習熟が必要です。

このため、独立を目指す就業希望者は指導者から長期間指導を受ける必要がありますが、この期間は収入がなく、経済的な事情で就業を断念する事例もあり、新規就業者の確保育成が思うように進んでいません。さらに、独立後の新規就業者はベテランに比べ水揚が少ないため安定収入を得られず、漁業経営を継続できずに離職してしまう事例も見られます。

就業後の漁業者への支援制度として、国の長期研修制度（独立型）がありますが、これは指導者に対する経費支援であることから、指導者が支払う研修生への賃金が低くなりがちで、生活が非常に厳しい研修生も存在し、同制度の課題であると考えます（独立型研修生への支払実績（H25）：平均11.6万円/月（8～15万円））。

一方、「漁業学校等」が設置されていない本県は、国の青年就業準備給付金制度が活用できていません。これは、長期間の研修を必要とする新規就業者が離島・僻地を含め各地区に多数いるため、県内の1ヶ所に「漁業学校等」を設置し研修を実施する場合、運営経費が相当額に上り、限られた予算の中で施設整備（借上）と管理運営を実現することは困難であり、少人数対応の「漁業学校等」を県内の複数個所に設置出来れば既存施設や県職員等を活用し低コストな運営が可能となります。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

新規就業者の円滑な定着育成を図り、漁業就業者数の減少を緩やかにするため、就農対策と同様に、独立経営を開始した者に対する給付金制度を漁業分野にも新たに創設することが望まれます。

原則1県1組織という「漁業学校等」の組織要件を廃止するとともに、多くの座学研修を含むカリキュラムを例示した研修計画要件を緩和し、現場での漁労技術習得研修を中心に実施できることが望まれます。（※）

国における新規就業者支援制度の比較

		就業前		就業後				
		1年目	2	1	2	3	4	5
研修生	農業 (H24年度から)	給付金 ・150万円/年	給付金 ・150万円/年	給付金 ・独立型150万円/年	給付金 ・独立型150万円/年	給付金 ・独立型150万円/年	給付金 ・独立型150万円/年	給付金 ・独立型150万円/年
	漁業 (H25年度から)	給付金 ※ ・150万円/年	給付金 ※ ・150万円/年	(今回要望)				
指導者	農業 (H24年度から)			研修経費 ・雇成型 最大10万円/月	研修経費 ・雇成型 最大10万円/月			
	漁業 (H25年度から)			研修経費 ・独立型 最大28.2万円/月 ・雇成型 最大14.1万円/月	研修経費 ・独立型 最大28.2万円/月	研修経費 ・独立型 最大28.2万円/月		

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

本県では平成17年度から国に先駆けて、研修期間中の生活費等の支援や、新規就業者に貸与する漁船を取得する漁協を支援したところ、事業実施後の年間平均新規就業者数は実施前5カ年間の1.3倍に増加し、新規漁業就業者への直接的支援が機能していると考えられます。

上記の提案、要望が採択され、国制度の活用が可能となれば、新規漁業就業者の増加といっそうの定着が進むことにより、若い漁業者による漁村地域の活性化が図られます。

57 水産多面的機能発揮対策について

【農林水産省】

【提案・要望の具体的内容】

平成27年度に事業終期を迎える水産多面的機能発揮対策は、活動組織が取り組む多面的機能発揮活動を支援することにより、藻場・干潟の維持回復や漁村文化の継承などに大きな役割を果たしているが、多面的機能の発揮には継続的な取組が必要なことから、第2期として制度を3年間延長すること

平成27年度 水産多面的機能発揮対策採択額

市町	活動組織数	採択額（千円）
長崎市	9	31,848
佐世保市	2	12,156
島原市	2	22,731
諫早市	8	55,497
大村市	3	36,072
平戸市	4	6,196
松浦市	4	7,152
対馬市	3	17,076
西海市	3	8,856
雲仙市	2	6,772
南島原市	7	58,979
長与町	1	12,300
計	48	275,635

〔本県における取組の例〕

1. 藻場の保全
 - ・海藻の種苗投入
 - ・母藻の設置
 - ・ガンガゼ等の食害生物の除去
 - ・植食性魚類の駆除

〔成果〕

母藻の設置や食害生物駆除等に取り組んだ37組織のうち、全体の81%にあたる30組織において、対象地域の海藻繁茂面積等が5%以上増加した。

2. 干潟等の保全
 - ・アナアオサの除去
 - ・耕うん
 - ・機能発揮のための二枚貝の移植

〔成果〕

干潟等において耕うん等に取り組んだ17組織全ての活動地区において、二枚貝等の生息量が5%以上増加した。

3. 漁村文化の継承

- ・小学校と連携したアマモの学習
- ・地元小中学生や修学旅行生を対象とした海藻を使った伝統料理づくり
- ・上記と併せて、対象文化を学び、第三者に対して講習ができる継承者の育成

〔成果〕

藻場の学習や伝統料理体験等の取組と併せて継承者の育成・指導を行い、漁村文化の継承に取り組んだ2組織において、継承者数を取組前の188名から254名に増加させた。

〔注〕

- 1〔成果〕とは、平成26年度全活動組織46団体の事業評価に基づくもの。

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

水産業・漁村は古くから安全で新鮮な水産物を安定的に供給する役割に加え、国境監視・海難救助による国民の生命・財産の保全、藻場・干潟等の保全等による地球環境保全及び漁村文化の継承や教育・学習の提供など種々の多面的機能を提供する役割を担ってきました。

しかしながら、漁業者の高齢化、漁村人口の減少等により水産業・漁村に関わる問題が深刻化するに
従い、これらの多面的機能の発揮に支障が生じています。

水産多面的機能発揮対策では、水産業の再生・漁村の活性化を図るため漁業者等が行う多面的機能の
効果的・効率的な発揮に資する地域の取組を支援しています。

本制度による機能発揮活動の実施により、藻場の保全活動による藻場の復活、干潟等の保全、魚食文
化の普及のための料理教室開催、小中学校での環境教育に役立っています。

このように、本制度は、水産業・漁村の持つ多面的機能の発揮に大きな役割を果たしていますが、事
業期間が平成27年度までとなっています。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

本制度は、平成27年度で事業終期を迎えますが、多面的機能の発揮には地元漁業者等による継続的な
活動が必要なことから、本制度による支援を継続する必要があります。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

水産多面的機能発揮対策を継続し、第2期として3年間の延長を要望します。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

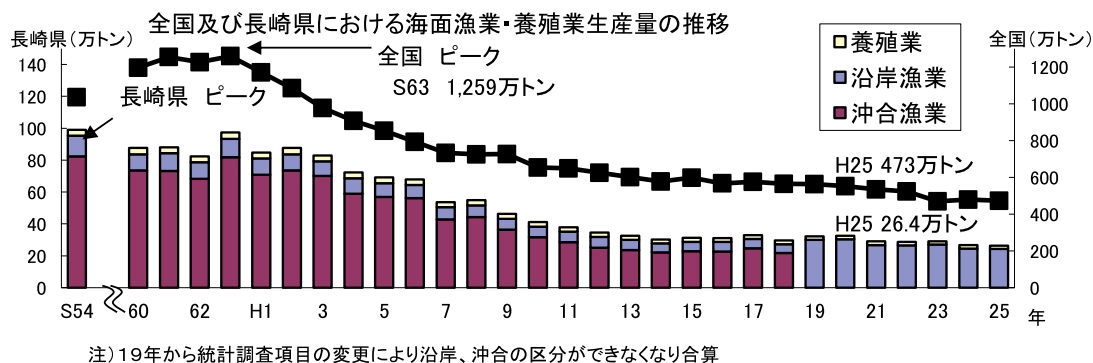
地元漁業者等による多面的機能の効果的・効率的な発揮に資する地域の取組を支援することが可能に
なり、水産業・漁村の活性化が図られます。

58 東シナ海等における国際的資源管理の推進について

【農林水産省、外務省、国土交通省、文部科学省、国立研究開発法人水産総合研究センター】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 東シナ海等における水産資源の保存・管理措置の確立と安全操業の確保等について
 - (1) 日中暫定措置水域・中間水域並びに日韓暫定水域における水産資源の保存・管理措置を早急に確立するとともに、関係国と中間ラインでの境界画定のための交渉を推進すること
また、近年急増している中国虎網漁船の管理強化について、交渉を推進すること
 - (2) 我が国排他的経済水域における中国・韓国漁船の操業条件について本県漁業者の意向を踏まえた見直しを行うこと
 - (3) 日台漁業取決め水域においては、我が国漁業者の操業実態を踏まえ、将来に亘り安定的な操業が確保できるよう必要な措置を講ずること
 - (4) 我が国の領海及び排他的経済水域における海上保安庁、水産庁の取締監視体制の一層の拡充強化の他、国境監視の役割を担う沿岸漁業者の監視活動への支援及び監視通報を行う本県漁業取締体制への助成を行うこと
 - (5) 東シナ海等における本県漁業者の操業の安全を確保すること
 - (6) 外国船の避泊対策を行うこと
 - ①入域者の緊急避難ルール遵守の徹底
 - ②指導、監視体制の強化
 - ③本県漁業等への影響を防止する措置の実施
- 2 東シナ海等の資源の維持増大に向けた研究等の充実について
 - (1) 国立研究開発法人水産総合研究センター西海区水産研究所等における東シナ海等の資源の維持増大に向けた研究を充実させること
 - (2) 国立大学法人長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科附属環東シナ海環境資源研究センターの充実を図るとともに、昭和60年に進水後、29年が経過し老朽化がみられる練習船「長崎丸」の代船建造を早急に進めること
 - (3) 日中韓の三国間の連携による東シナ海・黄海の資源研究等の充実を図り適切な資源管理に繋げるとともに、東シナ海・黄海資源管理機構（仮称）の創設及び東シナ海等の資源研究の拠点である新長崎漁港地区への設置を行うこと



当該海域を利用する沖合漁業の漁獲量(平成18年)はピーク時(昭和54年)の3分の1以下に減少

協定発効後の本県周辺海域の外国漁船の拿捕状況（七管及び九調）

年	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
韓国	19	24	21	22	21	15	7	7	8	17	10	11	8	6	9	9
中国		5	8	10	5	1	1	1	2	1	1	1	2	1	6	4
計	19	29	29	32	26	16	8	8	10	18	11	12	10	7	15	13



写真1：五島市玉之浦港における中国船避泊状況（平成24年8月27日）



写真2：長崎大学漁業練習船『長崎丸』

【1 東シナ海等における水産資源の保存・管理措置の確立と安全操業の確保等について】

(1) 日中暫定措置水域及び中間水域、日韓暫定水域

○水産資源の保存・管理措置の確立とは

中国・韓国と我が国の、双方の排他的経済水域への入漁、操業条件等を内容とする新漁業協定が発効して久しくなりますが、排他的経済水域の境界に対する関係国間の見解の相違等から境界が画定されず、中国漁船や韓国漁船の操業に対し、我が国の権限が及ばない日中暫定措置水域、日中中間水域及び日韓暫定水域が広範囲に設定されています。

これらの水域においては、ここ数年間で急増した中国虎網漁船をはじめ多数の外国漁船が集中して操業し、本県漁船の操業が著しく困難な状況が生じているとともに、資源管理措置が確立されていないため、資源状態の悪化が懸念されています。

このため、双方の排他的経済水域の境界を中間ラインで画定し、当該水域の資源管理を自国で行う必要がありますが、当面は東シナ海等全般にわたる日中韓三国の取組による資源管理措置を早急に構築する必要があります。

○関係国と中間ラインでの境界画定のための交渉を継続とは

暫定措置水域等における資源の保存・管理措置の早期確立と、我が国が主張している排他的経済水域を中間線で境界画定するための交渉の継続を要望します。

(2) 我が国排他的経済水域

○中国・韓国漁船の操業条件とは

日中・日韓新漁業協定に基づく政府間交渉により、毎年、お互いのEEZにおける操業可能隻数、漁船規模、操業区域、操業期間、制限又は条件等が漁業種類毎に定められています。

(参考)

2014年及び2015年漁期の漁獲割当量及び隻数（双方とも等量等隻で合意）

日中： 9,441トン、303隻（漁期：H26.6月～H27.5月）

日韓： 68,204トン、860隻（漁期：H27.1月～H28.6月）

○本県漁業者の意向を尊重した見直しとは

本県漁業者からは、韓国はえ縄漁船の操業禁止区域を五島西沖海域から東経128度以東海域へとする禁止区域の拡張、韓国はえ縄漁業によるタチウオ漁獲割当量の削減、中国及び韓国漁船に投棄漁具を出させない取組の実施、韓国中型機船底びき網の操業禁止期間の変更、韓国の排他的経済水域における操業日誌の署名時間の見直し（現在、午前0時前と午前0時以降で記録する必要があり、夜間操業に支障がある）などの要望があっており、具体的要望事項として毎年別途提出しているところです。

また、以西底びき網漁業関係者からは、我が国底びき網漁船が中国の排他的経済水域内で操業していない状況から、国に対し、我が国の排他的経済水域での中国底びき網漁船の操業禁止を求める要望が行われています。

つきましては、これら本県漁業者の意向を尊重した操業条件の見直しを要望します。

(3) 日台漁業取決め

○将来に亘り安定的な操業が確保できるよう必要な措置とは

当該海域は、本県の大中小型まき網漁業、東シナ海はえ縄漁業の操業区域であり、大中小型まき網漁業では当該海域で年間漁獲量の3割を占める経営体もあります。

これまで、台湾船との漁場競合等のトラブルは特に生じておりませんが、今後、台湾虎網漁船等の大量進出が懸念されるため、将来の安定的操業の確保が図られるよう、操業条件の設定や資源管理等への取組が必要です。

(4) 取締監視体制

○海上保安庁、水産庁の取締監視体制の一層の拡充強化並びに監視通報を行う県漁業取締体制への助成とは

我が国領海及び排他的経済水域においては、依然として外国漁船による無許可操業や操業日誌不実記載等の違反行為が後を絶たない状況であり、特に、平成23年末には本県五島市鳥島付近の領海において、中国漁船が領海侵犯操業により拿捕されるという悪質な事案も発生するなど、県内漁業者の不安は高まっています。

このため、海上保安庁の巡視船及び水産庁の漁業取締船の高速化や人員の増強など、監視体制の強化を図ることを要望します。

併せて、我が国排他的経済水域等の監視について、現在、日中暫定措置水域、日中中間水域及び日韓暫定水域の監視等を国事業により漁業者が行っているところですが、監視区域の拡大など事業の充実を要望します。

さらに、本県の漁業取締船は、広域的な哨戒時に外国漁船の状況把握に努め、情報を国の取締機関に通報することとされており、監視体制の一翼を担っています。そのため、漁業取締船と連携を取っている県内漁協自警組織による監視活動を含む、本県の漁業取締体制への助成を望みます。

(5) 操業の安全確保

○本県漁業者の操業の安全確保とは

東シナ海においては、中国によるガス田開発や尖閣諸島海域における中国漁船の衝突事故など本県漁船の安全航行・操業に支障をきたすような問題も生じていることから、本県漁船の安全航行・安全操業を含めた当該海域での安全性の確保について要望します。

(6) 避泊対策

○入域者の緊急避難に係るルール遵守と、指導、監視体制の強化とは

荒天時の外国漁船の緊急避難については、新漁業協定及び業界間で取り決めた緊急避難に際してのルールに基づき、中国漁船による本県玉ノ浦港への避泊が行われており、現地においては、五島市を中心に関係機関で「玉ノ浦港中国漁船等避泊対策協議会」を組織し連絡体制整備や情報交換などを行っています。

また、避泊時には、現地において水産庁や海上保安庁が監視・指導を実施していますが、過去には養殖いかだの破損事案等が発生し、また、無通報などルールに反した入港も見られたことから、避泊漁船に対するルールの徹底指導・監視体制の強化が必要です。

(参考)

- ・中国船避泊隻数：H21 46隻、H22 85隻、H24 268隻、H25 18隻、H26 11隻 (H23:0)
- ・破損事案等：H14 養殖いかだ50台、83百万円被害、その他、ごみ不法投棄、不法上陸など（近年は破損事案等なし）

○漁業等への影響を防止する措置の実施とは

避泊地までの誘導ブイの設置や、環境保全を目的とした注意喚起用看板の設置について要望します。

【2 東シナ海等の資源の維持増大について】

○国立研究開発法人水産総合研究センター西海区水産研究所等における東シナ海等の資源の維持増大に向けた研究の充実とは

同研究所は東シナ海、黄海などにおける日中韓の共有資源であるアジ、サバ、イワシ等について、その資源状況の評価や管理に関する調査研究を行っていますが、東シナ海等の水産資源の維持増大のためには、資源評価の精度向上等が必要であり、国立研究開発法人水産総合研究センター西海区水産研究所等の研究の充実を望みます。

○国立大学法人長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科附属環東シナ海環境資源研究センターの充実及び長崎丸の代船建造とは

同センターは、地球規模の環境の変化が東シナ海・黄海などの海洋生物に及ぼす影響や、海洋生物の多様性の保全と資源回復のための情報発信など、海洋の環境と生物に関する各種研究活動を行っていますが、今後の大学院研究施設の増設や教授陣の充実など体制整備の充実を望みます。

長崎丸は長崎大学の練習船として、昭和61年から学生の実習や調査に用いられていますが、進水後29年を経過し、老朽化がみられるため、代船建造を望みます。

○三国間における、東シナ海・黄海資源管理機構（仮称）の創設とは

東シナ海等の水産資源の維持増大のためには、海洋環境や水産資源に関する調査研究体制を強化する必要があります。現在、日中及び日韓の2国間の資源評価の枠組はありますが、3国が協調した本格的な資源評価は行われておらず、今後、日本、中国、韓国の3カ国が連携の上、資源評価を実施し、同評価に基づく資源の共同管理体制の構築が必要です。

さらに、富栄養化、大型クラゲの発生、海洋汚染等の国を跨る環境問題に対しても、3カ国の連携した取組が必要です。

このため、資源管理のための海洋環境と水産資源に関する科学的知見を取りまとめるとともに、資源評価の枠組形成を担う日本、中国、韓国の3カ国による国際的な共同資源管理機構の早期の創設と具体的な取組を望みます。

○東シナ海等の資源研究の拠点である新長崎漁港地区に設置とは

本県は、「長崎国際マリン都市構想」の一環として、新長崎漁港地区に海洋研究の国際的な交流拠点づくりを推進しています。現在、新長崎漁港地区には、国立大学法人長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科附属環東シナ海環境資源研究センター、国立研究開発法人水産総合研究センター西海区水産研究所及び県総合水産試験場の3試験研究機関が集積しており、東シナ海等の資源研究拠点となっています。

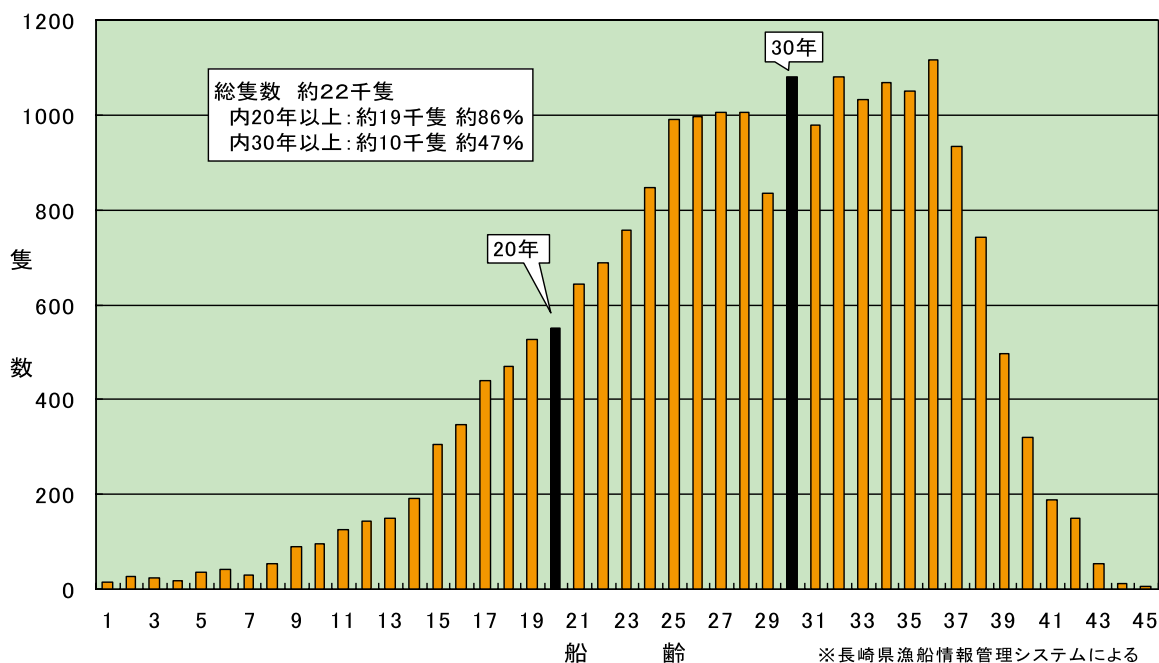
東シナ海・黄海資源管理機構（仮称）についても、「長崎国際マリン都市構想」に基づき、同地区に設置することを望みます。

59 FRP漁船の廃船処理対策について

【農林水産省、国土交通省、環境省】

【提案・要望の具体的内容】

1. FRP船リサイクルシステムについて、より利用しやすくするための見直しを行うこと
2. FRP漁船の廃船処理（リサイクル）に係る法的な整備並びに処理費用の預託・積立制度等を構築すること
3. 特に、老朽化が進み長期間放置・係留等が懸念されるFRP漁船については、廃船処理費用に係る財政的な支援措置を至急講じること



長崎県におけるFRP漁船の船齢別隻数(H26年12月31日現在)

長崎県におけるFRP船リサイクルシステムと産業廃棄物処理における処理費用の比較例(12m未満船の場合)

処理方法	処理費用/隻	備 考
リサイクルシステム	31~34万円	一斉処理、一斉処理+前処理等
産業廃棄物処理	15~22万円	一斉処理、一斉処理+金属リサイクル処理等

※平成21、22年に県内で比較実施

全国(九州)におけるFRP船リサイクルシステムの処理実績(隻)

年	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
処理実績	146(20)	629(41)	786(27)	758(59)	707(26)	758(61)	666(86)	581(56)	532(56)

(一社)日本マリン事業協会資料より抜粋

【1 「FRP船リサイクルシステム」について】

○より利用しやすくするための見直しとは

長崎県のFRP漁船の8割以上は船齢20年以上となっており、老朽化が進んでいます。また、全国の状態も本県と同様であり、FRP漁船の使用年数（一般的に30～40年）から判断すると、今後10年程度で使用を終え、廃船が大量に排出され始めると予想されます。

現行のFRP船リサイクルシステムは、高額なリサイクル料や搬送料に加え、受付期間や取引場所が限定される等の課題があり、処理実績は伸びていません。現在、廃FRP船の多くは、処理コストが割安な産業廃棄物で処理されていますが、処分場の残余容量より、大量の廃FRP漁船が排出されると、すべての廃船を処分することは難しくなるのではないかと懸念されます。

今後予想される廃FRP漁船の大量排出に備え、当該システムの割高な処理コストや限定的な取引場所・受付期間等を改善し、排出者がより利用しやすいシステムを早急に構築する必要があります。

【2 「法的な整備並びに処理費用の預託・積立制度等」について】

○法的な整備並びに処理費用の預託・積立制度等とは

全国の都道府県を対象にFRP漁船の廃船処理に係るアンケート調査を行ったところ、回答県の約8割から、国等による財政的な支援や処理費用を予め預託・積立制度の構築が必要であるとの回答が得られました。廃船処理対策の抜本的な解決には、自動車や家電製品のようなリサイクル法の整備並びに業界も巻き込んだ中での処理費用の預託・積立制度等の構築が必要と考えます。

なお、法的な整備を進めるにあたっては、FRP漁船は自動車や家電製品と比べて、①再生率が低く、処理費用が割高、②使用年数が長く、転売等で所有者が変更になる等、一貫した管理が困難、③関連業界が大手企業から中小、零細企業まで多岐にわたっていることから、統一的な対応が難しいといった課題があり、今後これらの解決が必要です。

【3 「廃船処理費用に係る財政的な支援措置」について】

○財政的な支援措置とは

廃船処理には高額な処理費用や手間を要することから、漁港や港湾等に長期間放置・係留されるFRP船が全国的に確認され、問題化しています。本県の漁港区域においては186隻の放置船が確認されており（平成26年10月末現在）、今後、行政側が放置船を処理するケースが増えると、行政負担の増大も懸念されます。

排出者負担が原則ではありますが、特に船齢30年以上の船については、廃船まであまり期間がないことから、所有者の経済状態や所在不明等、長期間放置される可能性の高い船の廃船処理に要する経費について、特例として財政的な支援措置を至急講じる必要があります。

また、長崎県では平成24～26年度にかけ「FRP漁船廃船処理対策事業」を実施し、各地域の現状や課題に応じた廃船処理手法を検証した結果、地域単位で複数の廃船を一括処理することにより廃船経費を圧縮することが可能であり、この手法を普及・定着することにより、廃船処理の推進及び放置船発生防止の一助となり得ると考えています。

については、市町や地元漁業協同組合等が中心となり地域の廃船処理を一括して処理する取組に対し、財政的な支援措置を望みます。

60 森林吸収源対策の推進と林業公社に対する支援制度の拡充について

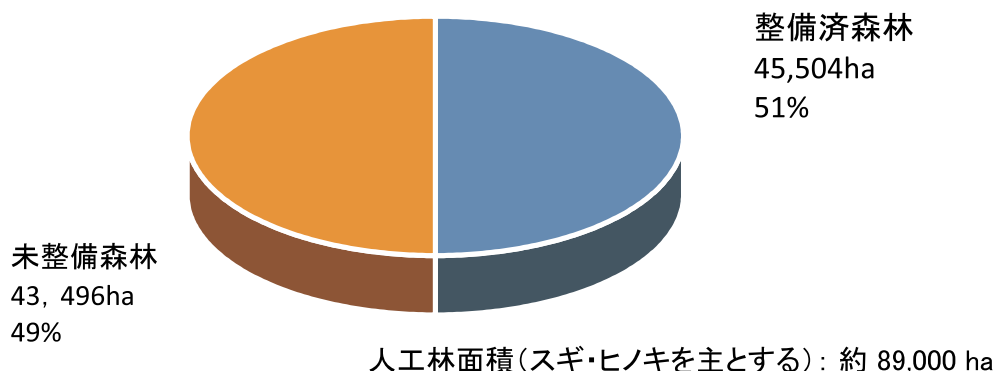
【総務省、財務省、農林水産省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 森林吸収源対策の推進のため、森林整備等の財源を確保するとともに補助制度の見直しを行うこと
 - (1) 森林吸収源対策は、地球温暖化対策の重要な柱であり、造林・間伐などの森林整備を推進する必要があることから、造林公共予算を確実に確保するとともに地方の役割等に応じた新たな財源確保の仕組みについて早急に検討を行うこと。
 - (2) 林業事業者等が健全な経営を行うために必要な一般管理費相当額を補助の対象として認めること
- 2 林業公社に対する支援制度を拡充すること
 - (1) 株式会社日本政策金融公庫の融資制度等を改正すること
 - ① 高金利の貸付金に対する任意繰上償還制度または低利借換制度を創設すること
 - ② 利用間伐推進資金の貸付条件を緩和するとともに償還円滑化資金に対する国による利子補給制度を創設すること
 - (2) 長伐期施業のための分収林契約変更の円滑化対策を拡充すること
 - (3) 森林整備法人の経営安定化等を図る地方公共団体への財政支援を拡充すること
 - ① 特別交付税措置を継続し拡充すること
 - ② 地方債を拡充すること

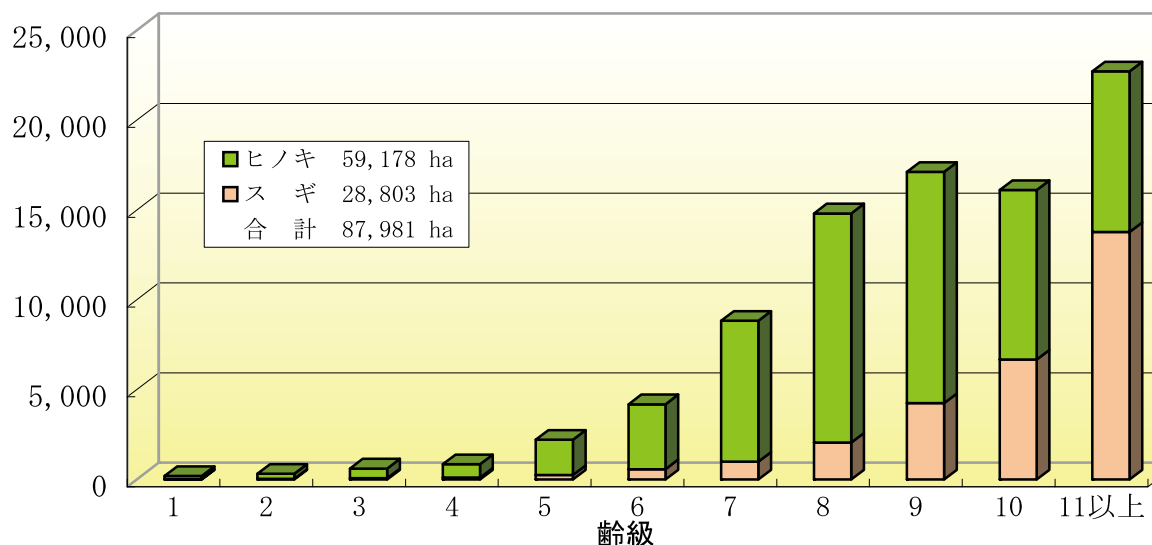
森林吸収源対策の推進について

○ 人工林の整備の状況（平成25年度末現在）



○ スギ・ヒノキ齢級別面積

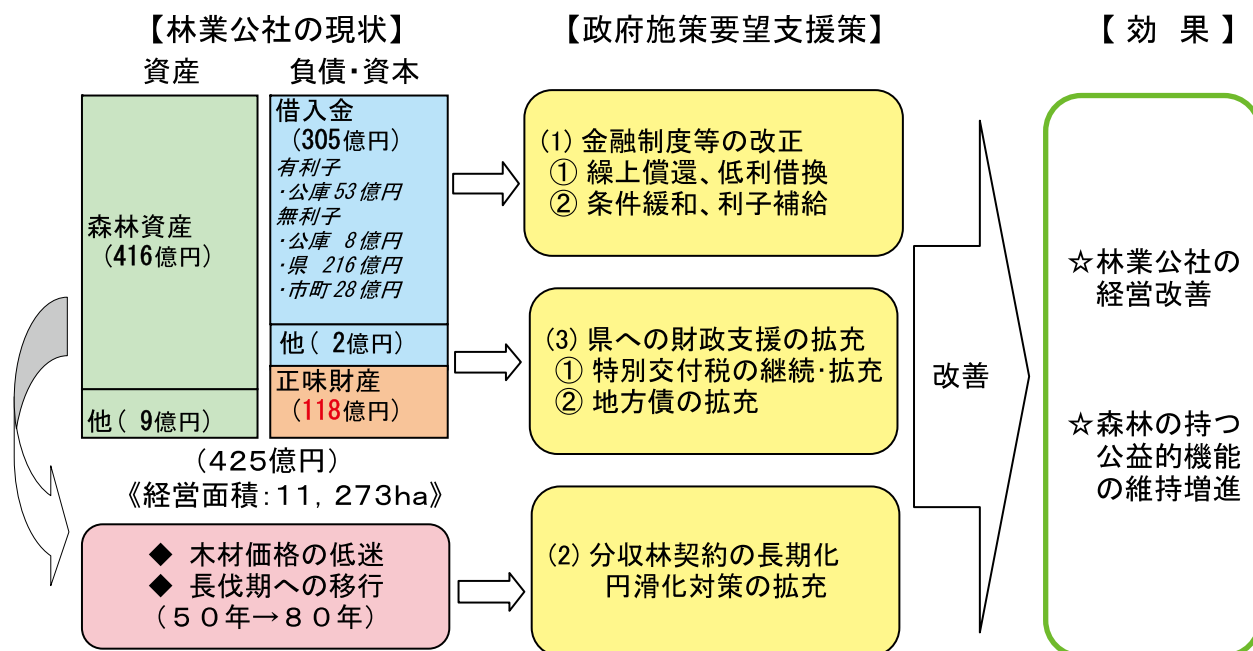
面積(ha)



※ 年齢級: 林齢を5年ごとに「ひとくくり」にしたもの

林業公社に対する支援制度の拡充について

○ 林業公社の現状と支援策



【森林吸収源対策の推進について】

- 国において、2020年の温室効果ガス削減目標を2005年比で3.8%とすることとし（COP19）、2.8%以上を森林吸収量で確保する必要があるなど、森林吸収源対策は重要な役割を担っており、今後とも着実に推進する必要があります。
- 平成26年度は、「地球温暖化対策のための税」の用途に森林吸収源対策を位置付けるよう要望していたが、平成27年度与党税制改正大綱の中で、「地球温暖化対策のための税」の記載がなくなり、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する財源の確保について、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等新たな仕組みの導入に関し、2020年以降の温室効果ガス削減目標の設定までに具体的な姿について結論を得ることになっています。
- 森林整備を着実に推進するため、造林公共予算を確実に確保するとともに、地方の役割に応じた新たな財源確保の仕組みについて早急に検討を行うことを望みます。
- 森林吸収源対策を推進するためには、林業事業者が健全な経営をおこなうために必要な一般管理費相当額を補助の対象として認めるなど、既存の補助制度の拡充が不可欠です。

【株式会社日本政策金融公庫の融資制度等について】

- **高金利の貸付金に対する任意繰上償還制度または低利借換制度の創設とは**
林業公社においては、日本政策金融公庫からの高金利（最高利率6.5%）の借入金が現在も多く残っており、その利息負担が経営を圧迫しておりますので、高金利の貸付金に対する任意繰上償還または低利借換が実施できる制度の創設を望みます。
- **利用間伐推進資金の貸付条件の緩和とは**
「利用間伐推進資金」のうち「償還円滑化のための資金」は、各年度の償還元金の90%を借入できる有利子資金ですが、「利用間伐に必要な資金」と併せて借りる必要があることから、利用しづらいものとなっておりますので、各々の資金を単独で借りることができる制度にすることを望みます。
また、林業公社が進めている長伐期施業における伐採時期に合わせた償還となるよう償還期限の延長を望みます。
- **償還円滑化資金に対する国による利子補給制度の創設とは**
林業公社にとって「償還円滑化のための資金」の借入は、実質的な償還期限の延長になるものの、新たな金利負担の発生になりますので、借換後の金利負担を軽減し経営改善を図るため、「償還円滑化のための資金」に対して国が利子補給を行う制度の創設を望みます。

【長伐期施業のための分収林契約変更の円滑化対策について】

- **分収林契約変更の円滑化対策の拡充とは**
林業公社では、現在、森林の公益的機能を重視した長伐期施業への移行を推進しておりますが、土地所有者について多数の相続人や消息不明者が存在するなどの場合、分収林契約の期間延長や登記等の手続きが非常に困難な状況となっております。
複雑化する権利関係の保全を的確に進めるため、土地権利者との協議・調整や相続登記の作業に必要な経費に対する助成を望みます。

【森林整備法人の経営安定化等を図る地方公共団体への財政支援について】

○特別交付税措置の継続及び拡充とは

都道府県が林業公社の経営安定化のために行う無利子貸付金及び利子助成金については、現在、算定された利息相当額の1/2が特別交付税で措置されていますが、今後とも継続するとともに措置率の引き上げを望みます。

○地方債の拡充とは

平成21年12月に総務省から示された「林業公社に係る転貸債の取扱いについて」は、分収林事業の特殊性が反映されていないため、平成23年3月に策定された「林業公社会計基準」を反映させるなど、起債要件の緩和を望みます。

61 強い経営力を持った農林業経営体の育成に向けた施策の推進について

【農林水産省】

【提案・要望の具体的内容】

1. 新規就農者の確保・育成に向けた支援策について

- (1) 本県においては、高齢化の進展や恒常的な社会減等により人口減少が危惧されるなか、新規就農者を農村に呼び込み、地域農業の担い手として早期に定着させ、基幹産業である農業を力強い産業に育てる必要がある

しかしながら、新規就農を行うためには経営リスクを負いながら、多額の投資が必要であることから、新規就農に伴うリスクを軽減させるしくみづくりへの支援を行うこと

また、就農に必要な施設整備等にかかる支援についても特段の配慮を行うこと

- (2) 青年就農給付金について必要な予算を確保するとともに、親元で親と同じ目で就農する者であっても、規模拡大を図るような場合には給付対象となるよう制度を拡充すること

2. 攻めの農業実践緊急対策の継続等について

平成25年度補正予算で措置された「攻めの農業実践緊急対策」は、地域の特性を活かした多様な農業の展開等を図る上で極めて有効な政策手段であるため、平成28年度以降も継続または同様の対策を行うこと

3. 野菜価格安定事業における共販率の緩和について

野菜価格安定事業については、国内の野菜の流通形態の多様化に対応し、一定の集荷計画がある産地については、産地要件「出荷に関する条件（共販率）」を緩和すること

4. 農産物の輸出拡大について

農畜産物の輸出拡大に向けて、諸外国の輸入検疫条件の緩和に向けた働きかけを強化すること

特に、条件が厳しい中国に対して、本県特産のいちご、柑橘や牛肉など輸入品目の拡大を働きかけること

5. 6次産業化の推進について

農林業者等の6次産業化の推進と計画達成に向け、必要な予算の確保と拡充を図ること

6. 畜産業への支援

- (1) 畜産・酪農経営安定対策並びに配合飼料価格安定対策について、制度の継続並びに財源の確保を行うこと

特に、肥育経営安定対策特別事業（新マルキン）は、子牛（素牛）価格の高騰と配合飼料価格の高止まりにより肥育農家を取り巻く経営環境が厳しくなっていることから、再生産が可能となるよう制度の充実を行うこと

- (2) 畜産競争力強化対策整備事業については、地域の実情に応じたきめ細やかな対応や新規就農者への手厚い支援が可能となるよう、制度の拡充を行うとともにその財源を確保すること。

- (3) 監視伝染病に対応するため農場及びと畜場において、消毒を徹底するための機器整備、消毒薬購入等への支援を行う消費・安全対策交付金について、十分な財源確保を図ること

7. 農業農村基盤整備の促進について

- (1) 本県においては、担い手の確保を目的とした、農地整備の加速化が急務であるため、国が示す補助率ガイドラインを越えた県費の上乗せ補助を措置しているところである

地方の財政負担軽減の観点からも、地方負担の起債に対する交付税充当率の引き上げ、及び基盤整備関連ソフト事業の適債化を図ること
併せて、県費の上乗せ補助分の適債化を図ること

- (2) 農地の基盤整備事業を申請するにあたって、不在地主農地の権利関係調査・調整業務への支援を行うこと
- (3) 国営土地改良造成施設についてインフラ長寿命化の観点から計画的な点検診断及び更新を図ること
- (4) 基盤整備の実施主体であり地域農業にとって重要な組織である土地改良区に対して運営経費等の助成を行うこと

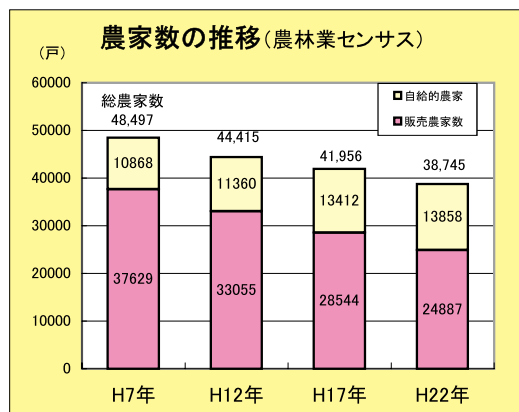
【本県農林業の現状】

1. 立地条件

本県は多くの離島と半島から成り立っているため、海岸線が長く地形が複雑で、急傾斜地が多く、耕地条件には恵まれていない。大消費地から遠隔地にあり、地理的・地形的な条件には恵まれていないが、温暖多雨な気候であり、地域の特性を生かした多様な農林業が展開されている。

2. 農家数

平成22年の総農家数は3万8,745戸で、平成17年に比べて3,211戸(8.3%)減少。販売農家数は総農家数の64%を占め、そのうち主業農家は7,901戸で販売農家の32%に当たる。



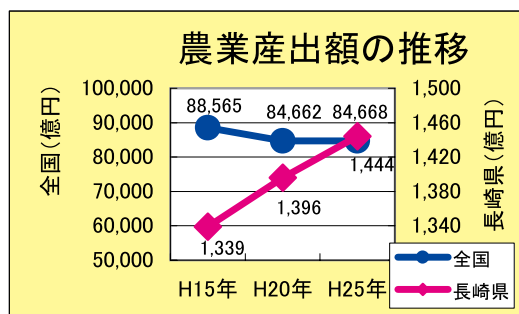
3. 農業就業者

平成22年の農業就業人口は40,936人でこの20年間で半減している。65歳以上の高齢率は55.7%となっており、担い手の確保が大きな課題。24年度の自営新規就農者数は174人。

4. 農業生産

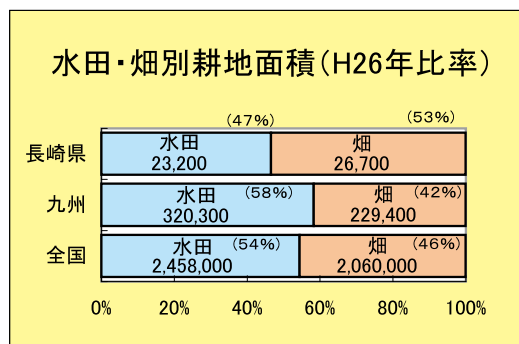
平成25年の農業産出額は1,444億円で、全国的に減少傾向にある中、本県は近年増加傾向で推移している。

(上位品目)	第1位	肉用牛	197億円
	第2位	米	141億円
	第3位	豚	124億円
	第4位	ばれいしょ	98億円
	第5位	いちご	95億円



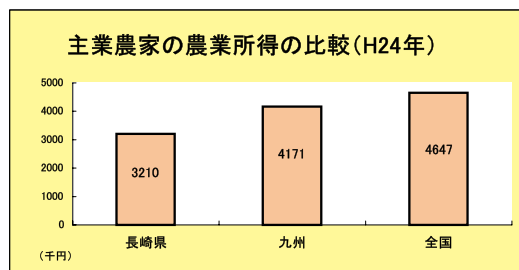
5. 耕地面積

平成26年の耕地面積は4万9900haで年々減少傾向にある。水田が46.5%、普通畑が40.0%、果樹・茶などの樹園地が12.7%であり、他県に比べ畑の比率が高い。また、急傾斜農地の割合が高く、地形的な制約が大きいこと等により、土地基盤整備が遅れており、一戸当たりの耕地面積も1.15haと小規模である。



6. 農業経営

平成25年の主業農家の農業所得は、1戸当り3,234千円で、全国平均(5,021千円)の約64%となっている。



7. 本県が目指す農林業・農山村の将来の姿

- 本県の農林業に従事する世帯員の総所得が、他産業に従事する世帯並かそれ以上の所得を安定的に確保し、職業として農林業に従事することを希望する人が増加している。
- 経営の発展や後継者の確保を目指し法人化を進める経営体が増加するとともに、血縁関係以外の後継者が農林業を継承する体制が構築されている。
- 県民や国民に対し食料を安定的に供給する農地、全ての県民に対し公益的機能による恩恵を与えてきた森林や農山村地域を、農林業に携わる者と県民が一体となって守っている。
- 農山村地域に農林業に関連する新たな雇用の場が創出され、集落を守る人材が確保されている。
- 農林業・農山村の重要性が国民・県民に十分認知され、本県農林業経営体の発展、農山村の活性化に向けて県民が積極的に参加している。

【1 新規就農者の確保・育成に向けた支援対策について】

- (1) 新規就農者は、技術の未熟さなど営農を開始するに当たって様々なリスクをかかえています。そのため、県では新規就農に伴うリスクを軽減し円滑な経営確立に資するため、農協や農業生産法人、農業公社等が主体となり、就農にかかる農地や研修施設を整備し、一定期間雇用のうえ経営技術を習得後、自営農業者として独立させる仕組みを構築しようと考えています。
- この取組みは、地域への定住促進につなげ、農村に賑わいを戻すきっかけになるものであり、事業の展開に必要な財政措置について、地方創生交付金による特段の配慮をお願いします。
- また、就農支援にかかる施設整備等に際しては強い農業づくり交付金における優先枠の設定や採択ポイントのかさ上げなどの措置を要望します。
- (2) 青年就農給付金については、就農前の研修期間及び経営が不安定な就農直後の所得確保を支援するものであり、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着に有効な施策であるため、今後も必要な予算の確保を図るとともに、親元就農者も給付対象となるよう制度の拡充をお願いします。

【2 攻めの農業実践緊急対策の継続等について】

平成26年度から取り組んでいる攻めの農業実践緊急対策では、効率的な機械体系の構築に必要な機械を導入するとともに、本県は、中山間地域が8割を超えるなど条件不利地域が多いなか、高収益作物への作付転換等により、高収益な産地体制の整備に有効活用しております。そのため、本対策が平成27年度で終了することから、平成28年度以降の継続または同様の対策の事業化を要望します。

【3 野菜価格安定事業における共販率の緩和について】

○野菜価格安定事業とは

国民生活に不可欠な野菜の安定供給のため、卸売市場への計画的な出荷が求められています。このため、野菜の価格暴落時に価格差補給金を交付することにより野菜農家経営を安定させ再生産を促し、生鮮野菜の安定生産を図っています。

○流通の多様化とは

実需者、消費者のニーズに対応するため、6次産業化や契約取引、直接販売等に取り組む生産者等が増加し、流通形態が多様化しています。

一方、消費地に安定的に野菜の必要量を供給するためには、今後も従来からの市場流通も必要です。

○産地要件「出荷に関する条件（共販率）」の緩和とは

野菜価格安定事業では「出荷に関する条件」として、共販率等の要件が定められていますが、流通形態の多様化や大規模法人の出現等により、産地の共販率は低下し価格安定事業の要件を満たすことが困難な産地もあります。

しかしながら一定の共販量を確保し、市場への計画的な出荷を実施している産地もあることから、事業の趣旨をかんがみ、産地規模（集荷量）に応じた要件の緩和を要望します。

		指定野菜価格安定対策事業	特定野菜供給産地育成価格差補給事業
対象野菜		指定野菜 14品目 国民消費生活上重要な野菜	特定野菜 34品目 地域農業振興上の重要性等から指定野菜に準ずる重要な野菜
産地要件	面積	20ha(露地野菜)	5ha
	共同出荷割合	2/3	2/3
	指定・選定者	大臣指定	知事選定
資金造成割合	国	6/10	1/3
	都道府県	2/10	1/3
	生産者	2/10	1/3
平均価格		過去6カ年の卸売市場価格を基礎に産出	
保証基準額		平均価格の90%	80%
最低基準額		平均価格の60%	55%
補填率		原則90% ※1	80%
事業実施主体		(独)農畜産業振興機構	都道府県野菜価格安定法人

※1 需給調整の重要性等から、供給計画に対する出荷実績の乖離の度合い等に応じて、補填率を3区分(70～90%)
 ※2 特定野菜のうち、アスパラガス、かぼちゃ、スイートコーン及びブロッコリーにあつては、国1/2、都道府県1/4、生産者1/4

【4 農産物の輸出拡大について】

○諸外国の輸入検疫条件の緩和に向けた働きかけとは

農畜産物を諸外国に輸出するためには、相手国の検疫条件を満たす必要があります。輸入検疫は、国外から病害虫が侵入し、これらが蔓延して農作物に被害を及ぼすことを防ぐために行われる輸入の禁止や輸入農産物等の検査、検査結果に基づく消毒・廃棄等の処理です。

アジア地域のうち、香港やシンガポールへの輸出においては、植物防疫証明書無しで輸出することができますが、その他の国・地域においては、各国においてそれぞれの検疫条件が付されています。

国は成長戦略の一つとして輸出を推進していることもあり、日本政府から、諸外国・地域に対し、検疫条件の緩和による輸出の解禁が行われるよう強く要望します。

○中国に対する輸出拡大の働きかけとは

特に中国においては、現在、リンゴ、なし以外の青果物の輸出は認められず、本県特産のいちご、柑橘や牛肉等について、政府間の検疫条件の緩和要請・協議への更なる取り組み、輸出を可能とするよう働きかけを強化することを強く要望します。

【5 6次産業化の推進について】

○制度の拡大や必要な予算を確保とは

国は、農林水産業の6次産業化を重要な施策と位置づけて推進しているところであるが県においても、6次産業化サポートセンターを設置して、新商品開発や販売支援、施設整備など農林水産業者それぞれの取組に応じて、市町、県、プランナー等でチーム支援体制をとって情報を共有しながら支援しているところである。

6次産業化については、事業における初期投資が大きいことから、事業が活用しやすいよう必要な予算の確保と農業者等の負担の軽減を図るため整備事業の補助率を3/10から1/2に拡充するよう要望します。

- ・6次産業化認定事業者数
33者（うち農林 24者）
- ・長崎県ブランド農産加工品認証制度「長崎四季畑」
認証商品数 39商品

【6 畜産への支援】

(1) 畜産・酪農経営安定対策について

○畜産経営安定対策とは

生乳・肉用子牛や肥育牛、肉豚、鶏卵価格が低落した場合でも経営が継続できるよう、あらかじめ、国・県及び生産者が基金を造成し、一定以上の価格の低落時に、生産者に対して生産者補給金を交付する制度で、畜産経営の安定に寄与しています。

○配合飼料価格安定対策とは

配合飼料価格安定対策とは、配合飼料の主原料であるとうもろこし等飼料穀物の価格高騰や円安の急激な進展を受け、配合飼料の価格高騰による生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための対策です。

○上記対策の制度の継続及び財源の確保とは

畜産農家の経営継続と発展のためには、恒久的な経営安定対策が必要であることから、制度の継続並びに財源の確保を要望します。

○肥育経営安定対策特別事業（新マルキン）の制度の充実とは

肥育牛生産において、肥育牛1頭当たりの四半期ごとの粗収益（全国平均）が生産費（全国平均）を下回った場合に、その差額の8割を肉用牛肥育経営者に対し補てん金（生産者負担：1/4）として交付する制度であるが、平成28年度から新たな業務対象年間（3年間）を迎えることから、補てん率の引き上げや生産者負担の軽減を要望します。

○配合飼料価格の推移

年	期間	配合飼料価格 ①※3	補てん金 ②	生産者負担額 ①－②
平成23年	1－3月	55,950	3,250	52,700
	4－6月	58,100	4,700	53,400
	7－9月	59,500	4,700	54,800
	10－12月	58,650	2,100	56,550
平成24年	1－3月	56,350	0	56,350
	4－6月	57,500	0	57,500
	7－9月	58,500	450	58,050
	10－12月	63,250	5,450	57,800
平成25年	1－3月	63,250	4,300	58,950
	4－6月	66,450	5,800	60,650
	7－9月	67,900	2,400※1	65,500
	10－12月	65,900	700	65,200
平成26年	1－3月	65,400	0	65,400
	4－6月	67,850	0	67,850
	7－9月	68,595	0	68,595
	10－12月	66,062	800	65,262
平成27年	1月	69,015	－	－

※1 制度上、補てん額は5,050円であったが、財源不足のため2,400円の補てんとなった。
このため、不足額の半分(1,325円)を国が緊急対策として措置したが、残りについては、生産者団体等が負担した。

※2 平成26年4月から制度が変更となり、これまでは、配合飼料メーカーが発表する改定額(建値)を指標として通常補てん額を算定されてきたが、特例的な発動基準の設置にともない、通常補てんと異常補てんがより一体的なものとなるため、指標を、輸入原料価格(異常補てん額の算定に使用)に変更。

※3 平成26年4月から、農林水産省「飼料月報(工場渡し価格全畜種加重平均(税込み))」の3か月平均

(2) 畜産競争力強化対策整備事業について

○畜産競争力強化対策事業とは

農家戸数の減少など畜産基盤の弱体化が懸念されている中、足腰の強い高収益型の畜産を創出していくことが課題となっています。

このため、畜産農家をはじめ、地域に存在する各関係者が有機的に連携・結集した高収益型畜産体制（畜産クラスター）の構築のための新たな取組の実践や地域の中心的经营体の収益性の向上に必要な施設整備を実施するものです。

○補助制度の拡充とは

本事業においては、中心的经营体の収益性の向上等に必要な施設整備を支援することとしていますが、施設と一体的に行う放牧地の整備や飼料用米専用機械を支援の対象となるよう制度の充実を要望します。

特に、新規就農においては、初期投資が大きく就農への阻害要因となっていることから、予算の優先配分や補助率の引き上げを要望します。

○財源の確保とは

本県においては、各地域の創意工夫に基づく、畜産クラスターの計画が進行されており、新たな担い手が本事業を活用し、地域の畜産が安定的に発展できるよう予算の十分な確保をお願いします。

(3) 家畜の防疫強化対策について

○監視伝染病とは

家畜伝染病（口蹄疫、鳥インフルエンザ等）及び伝染性疾病（豚流行性下痢等）の総称です。

○防疫強化対策とは

家畜伝染病等の発生及びまん延を防止するため、農場はもちろんのこと、と畜場、飼料運搬車及び共同堆肥舎に必要な車両消毒ゲートの設置やこれに伴う十分な消毒薬剤が必要不可欠となります。

【7 農業農村整備について】

(1) 農地の基盤整備にかかる負担軽減について

本県は、離島半島地域を多く抱え、平坦地に乏しく一団にまとまった農地が少ないという厳しい条件下にあります。担い手への農地集積には農地の基盤整備が不可欠であるため、農地整備事業を鋭意推進しており、農林水産省が定めるガイドライン（土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針）を超えた県費の助成を実施しています。

また、事業の推進に際しては、農家負担金を軽減出来る促進費制度（中心経営体集積促進事業等）を積極的に活用しているところです。

しかしながら、ガイドラインを超えたハード事業費並びに促進費にかかる地方公共団体の負担金については公共事業等債の対象外で一般財源からの支出となるため予算的な制約が多く、このままでは農地整備事業の推進に支障が生じる可能性があります。

このため、農地整備事業にかかるガイドラインの地方公共団体負担率の引き上げと促進費等の関連ソフト事業の適債化、併せて本県が独自に措置しているガイドラインを超える県費上乗せ補助分についての適債化を要望します。

また、農地整備事業の地方公共団体負担額に対する交付税充当率は現在2割となっていますが、厳しい地方財政を踏まえ、充当率の引き上げも併せて要望します。

(2) 不在地主農地にかかる調査・調整への支援について

農地の基盤整備事業を申請するには、不在地主の農地にかかる権利関係の調査・調整が必要ですが、近年は不在地主農地の割合が増加しており、その調整等に多大な時間と労力を要しています。この業務に対し、新たな国の支援を要望します。

・二次離島（久賀島）における基盤整備の例

受益面積43haで土地名義人（死亡の場合は相続人代表）が112名おり相続まで含めれば577名の同意取得が必要となっている

(3) 国営土地改良事業造成施設について

国営諫早湾干拓土地改良事業で造成した施設について、県が施設の管理を受託していますが耐用年数を超過して突発的な事故等が発生しているため、国が策定したインフラ長寿命化計画に基づき、計画的な点検診断及び更新が必要です。

(4) 土地改良区に対する助成について

農地の基盤整備の実施主体である土地改良区は、農業農村整備事業等により整備した農業水利施設の維持管理、補修、更新等を行う役割を担っていますが、今後は農地中間管理機構を活用した農地流動化の調整機能を持つことも期待されるなど、地域農業にとって重要な組織となっています。

従来より土地改良区は組合員（農家）から徴収した賦課金により運営されておりますが、農村の過疎化・高齢化の進展とともに、施設の維持管理費用の増加など、このままでは土地改良区の健全な運営のみならず、今後の存続についても危ぶまれている状況です。

以上のことから、土地改良区に対しての助成が不可欠な状況であり、促進費の使途拡充による事務所経費・運営経費等への充当など、新たな国の助成を要望します。

62 農協改革について

【農林水産省】

【提案・要望の具体的内容】

農協改革の関連法案の改正やその具体的実施にあたっては、農協組織が地域農業を支えるために担っている総合的役割に支障をきたすことのないよう十分留意して対応すること。

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

離島・中山間地域を多く有する本県では、第一次産業が基幹産業となっています。

また、生産条件の厳しい中で、地域農業の振興を図るためには、営農指導や、販売、購買、信用、共済面での総合的な支援体制が必要であり、現在、農協がその役割を担っています。

特に、離島・中山間地域にあつては、農協が実施している事業が地域住民を支えるインフラとして地域に貢献しています。

農協が総合事業を維持・運営していくためには、信用、共済事業の収益が財務基盤となっています。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

(准組合員の利用制限)

信用、共済事業の収益は農協が総合事業を実施していくための財務基盤となっており、准組合員の利用制限を導入すると農協の運営が成り立たなくなる恐れがあります。

また、離島・中山間地域を多く有する本県においては、農協が実施する総合事業が地域の重要なインフラとなっている実態があり、准組合員の利用制限が導入されると地域の維持活性化に支障を及ぼす恐れがあります。

農協法の改正案では、施行日から5年を経過する日までの間、正組合員及び准組合員の組合の事業の利用の状況並びに改革の実施状況の調査を行い、検討を加えて結論を得るものとするとしておりましたが、今後の検討にあたっては、上記課題に十分配慮する必要があります。

＜平成25年度総合農協部門別損益状況＞ (経常利益ベース)

	(百万円)
信用事業	2,064
共済事業	2,276
経済事業等	52
営農指導事業	▲2,014
経常利益	2,378

＜農協の組合員＞ (平成25年度末現在)

組合員総数	153,423人
正組合員	56,391人 (36.8%)
准組合員	97,032人 (63.2%)

(理事会制度)

農協法の改正案では、理事の過半数を原則として認定農業者や農産物の販売・法人の経営等に実践的な能力を有する者でなければならないとされているところです。

具体的な要件については、今後、省令等で定めることとされておりましたが、協同組合である以上、組合経営に対する組合員の意向が十分反映されることが必要で、地域全体の農業振興、所得向上のために必要な人材を組合員・農協組織自らの判断で選出することが本来の姿と考えられることから、組合員の意見が十分反映されるよう配慮することが必要です。

(農協法改正案〈抜粋〉)

○准組合員の利用制限（改正法附則第51条2項）

政府は、准組合員の組合の事業の利用に関する規制の在り方について、施行日から5年を経過する日までの間、正組合員及び准組合員の組合の事業の利用の状況並びに改革の実施状況についての調査を行い、検討を加えて、結論を得るものとする。

○理事の構成（第30条12項）

農業協同組合の理事の過半数は、次に掲げる者のいずれかでなければならない。ただし、その地区内における認定農業者が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

- 1 認定農業者（法人にあっては、その役員）
- 2 農畜産物の販売その他の当該農業協同組合が行う事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有する者

63 農業・農村政策について

【農林水産省】

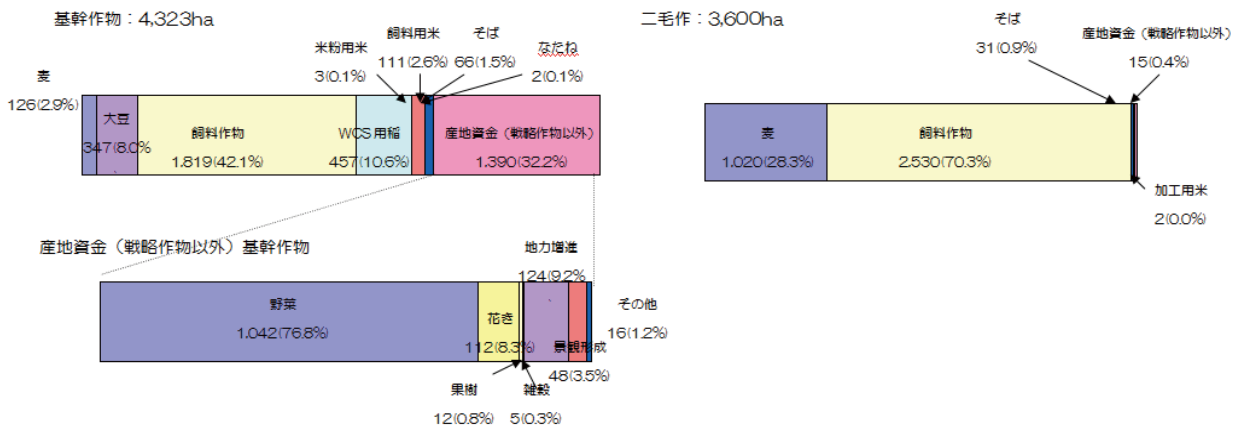
【提案・要望の具体的内容】

- 1 米政策の見直し、経営所得安定対策への支援について
 - (1) 米政策の見直しにおいては、地方と十分に協議の上、性急な見直しによる地域営農の混乱を招かないよう配慮すること
 - (2) 経営所得安定対策においては、土地利用型作物の産地拡大のため、米政策の見直しにかかわらず長期にわたる安定的な制度とすること
また、需給調整に伴う米の作付転換や水田フル活用にに向けた取り組みをさらに進めるため、生産流通体制の整備などの支援策を講じるとともに、地域の実情に応じた地域振興作物の拡大や団地化等を支援する十分な予算を確保すること
- 2 農地中間管理機構事業の推進について
 - (1) 将来的に賃料の未収金が発生したとしても公益法人である機構の財務状況が安定できるよう財政強化基金等の措置を講じること
 - (2) 貸出希望農地の確保を一層促進するため、遊休農地所有者についても経営転換協力金の交付対象とすること
 - (3) 不在地主や未相続の農地が多い離島や過疎地域においては、知事裁定による利用権設定は有効な手段であるが、担い手側の営農の効率化につながる畦畔除去等ができるよう法的整備を行うこと
- 3 日本型直接支払にかかる交付金の予算確保について
日本型直接支払の法制化に伴い、中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金を継続的な制度として推進を図るため、必要な予算を確保すること

【1 米政策の見直し、経営所得安定対策への支援について】

- 国は、需要に応じた米生産が行われるよう環境整備を進めるとともに、施策の定着状況を見ながら5年後を目途に行政による生産数量目標の配分に頼らざるも生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況を、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組むこととしていますが、生産現場には制度変更への不安があることからこの不安を払拭する十分な情報提供と環境整備を要望します。
- 経営所得安定対策は、農家の経営上不可欠となっていることから、米政策の見直しにかかわらず制度が長期にわたり安定して運用されることを要望します。
- また、食料自給率向上を図るため、飼料用米、麦、大豆等の戦略作物の本作化を進め、水田フル活用を図るとともに、地域の裁量で活用可能な産地交付金による産地づくりが拡充されました。本県は、離島・半島が多く耕地条件が恵まれないなかで、野菜や果樹等の園芸や畜産を主体とし複合経営が営まれており、生産条件不利地域においても、複合経営が安定するとともに、麦・大豆等の団地化推進など担い手の育成支援により水田農業を継続できるよう、産地交付金の増額を要望します。

H25水田活用の直接支払交付金の支払面積（単位ha、カッコ内は全体に占める割合(%)）



経営所得安定対策加入件数、交付金推移(長崎県)

単位:件、百万円

	水田活用の 直接支払 交付金 ①		米の直接 支払交付金 ②		米価変動 補てん交付金 ③		畑作物の 直接支払 交付金 ④		加算措置 ⑤				合計 ⑥:①~⑤ (件数は実件数)	
									規模拡大		再生利用			
	件数	交付金額	件数	交付金額	件数	交付金額	件数	交付金額	件数	交付金額	件数	交付金額	件数	交付金額
H23	10,110	1,945	14,495	1,070	0	0	419	547	18	2	3	2	17,055	3,566
H24	10,014	2,075	14,731	1,104	0	0	430	540	19	3	5	3	17,257	3,725
H25	9,403	2,065	14,297	1,113	0	0	419	531	—	—	10	4	16,638	3,713

【2 農地中間管理機構事業の推進について】

- 農業競争力強化のために不可欠な農業構造の改革と生産コストの削減を強力に推進するため、農地中間管理機構による集積・集約化活動が事業化され、本県においても担い手が利用する面積が今後10年間で全農地面積の9割となる目標を設定し、関係機関一体となって取り組んでいるところです。
- 今後、農地中間管理事業による転貸面積が増加するに伴い、農地賃料の未収が発生・増加することも考えられますが、現在の制度では立替払いに充当できる財源がなく、機構の運営に影響を及ぼす可能性があります。未収分についても、地主への賃料支払いは行う必要があるため、財政強化基金の創設や立替払いが可能な予算メニューの創設などの施策を要望します。
- 農地の集積に協力する意思があっても、農家が耕作放棄地を所有している場合は、自己解消や農業委員会による非農地通知が行われるまでの間は経営転換協力金を活用できない制度となっています。貸出希望農地の確保が全国的な課題であることから、遊休農地の所有者であっても経営転換協力金の対象となるよう緩和を要望します。
- 本県、特に離島・中山間地域においては未相続農地や不在地主が多く存在し、全ての地権者の確定および同意を得ることは非常に困難であることから、簡易な基盤整備による効率的な土地利用に支障を来している現状にあります。そこで、知事の裁定による中間管理権を取得した農地については、畦畔除去、一部盛土等の農地の価値を損なわない範囲で、簡易な基盤整備が可能となるよう要望します。

【3 日本型直接支払にかかる交付金の予算確保について】

- 日本型直接支払にかかる法律が平成27年4月から施行され、中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金については、継続的な制度として推進していく必要があります。また、新たな取組地区の拡大を図るに当たり、十分な予算を確保することが重要となっております。このため、これらの交付金における必要な予算を確保することを要望します。
特に、多面的機能支払交付金については、資源向上支払（長寿命化）を含めて活動組織の広域化や新設の動きもありますので、取組面積の拡大を図るためにも予算の確保をお願いします。

○交付金の実施状況等

単位：百万円

	H26実績見込		H27要望		H27国内示額	
	事業費	うち国費	事業費	うち国費	国費	充足率
中山間地域等直接支払交付金	1,512	706	1,719	805	—	—
多面的機能支払交付金	967	483	1,100	550	510	92.7%

※事業費は、国費＋県費＋市町費の合計額（推進交付金は除く）

○多面的機能支払交付金のうち資源向上（長寿命化）予算の状況（H27年度）

	県要望額	国内示額	充足率
継続地区	185,151	185,151	100%
新規地区	24,925	0	0%
合計	210,076	185,151	88%

（単位：千円）



農道の草刈



農業用パイプラインの塗装



植栽活動



64 鳥獣被害防止対策の強化について

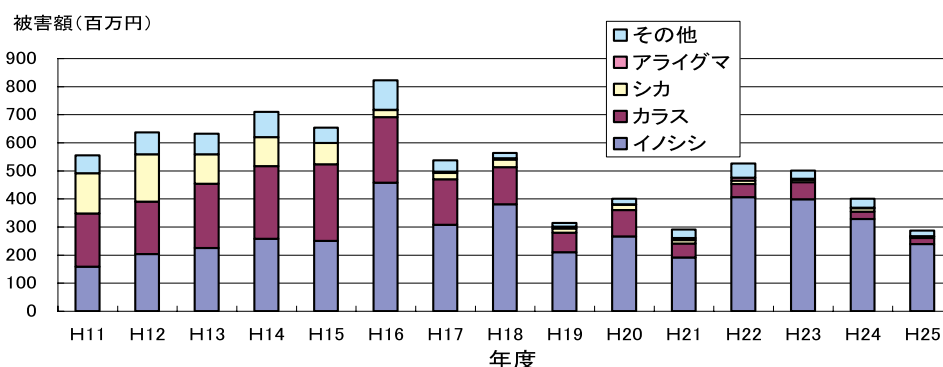
【農林水産省、環境省】

【提案・要望の具体的内容】

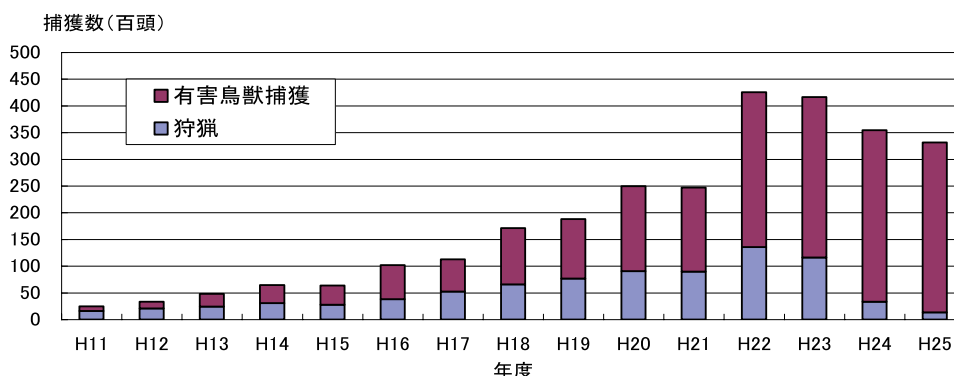
農作物の被害や生態系被害が拡大していることにあわせて、市街地周辺にイノシシが出ることによる人的な被害を防ぐためにも、農村部等における被害防止対策を強化すること

- 1 鳥獣被害防止対策を総合的に実施するために必要な予算を確保すること
- 2 被害対策の担い手となる鳥獣被害防止実施隊の活動強化のため、補助事業における定額助成の上限を無くすこと
- 3 イノシシによる農作物等の被害防止対策を効果的に実施するため国において必要な研究を進めること
 - ・イノシシの繁殖抑制技術など革新的な個体数調整技術の研究開発
 - ・イノシシの分布行動調査に基づく、効果的な捕獲技術の研究開発
- 4 改正鳥獣保護法の施行に伴う「保護」から「管理」への転換を図るために必要な予算の確保を行うとともに、絶滅が危惧される希少動物ツシマヤマネコの保護が重要となる対馬や国立公園の保全を進めるべき地域においては、国が自ら主体となって捕獲事業を実施し、野生鳥獣の適切な管理を推進すること

■鳥獣による農作物被害額の推移



■イノシシ捕獲頭数の推移



【1 必要な予算の確保について】

○鳥獣被害防止対策を実施するために必要な予算の確保とは

本県の鳥獣による農作物の被害額は、平成16年度の約8億円をピークに減少傾向を示していましたが、平成22年度に5億円を再突破、これに対し集落環境点検に基づく防護柵の設置をはじめとする総合的な被害防止対策を進めた結果、平成25年度の被害額は約2.9億円と減少したものの、依然高い水準となっています。

このため、被害軽減対策として、ワイヤーメッシュ柵を中心とした防護対策をはじめ緩衝帯の整備による棲み分け対策、捕獲機器の整備による捕獲対策の3対策を推進し、平成25年度は約1,164kmの防護柵の整備のほか、668基の箱わなの整備などを進めています。

特にイノシシの生息域の拡大に伴い、被害地域も広がりを見せており、このままでは、営農意欲の低下につながり兼ねない状況であり、引き続き被害対策を推進する必要があるため、防護柵の設置をはじめとする被害防止対策に係る予算の十分な確保を望みます。

【2 実施隊活動の定額助成上限撤廃について】

○鳥獣被害防止実施隊の活動強化のため、補助事業における定額助成の上限を無くすとは

本県では、平成23年度、全21市町で鳥獣被害防止実施隊を設置して鳥獣被害防止の活動を強化しているところですが、各市町の予算が十分ではなく、民間隊員の増員が進まず市町職員に業務負担が増しています。

このため、実施隊の民間隊員の増員を促し、活動を促進することで被害防止対策がより効果的に推進できるよう、「鳥獣被害防止総合対策交付金」の推進事業での実施隊活動に関する定額助成の上限枠を拡大することを望みます。

【3 イノシシ対策に係る研究の推進について】

○イノシシ被害防止対策を実施するために必要な研究の推進とは

本県の鳥獣による農作物等への被害の8割は、イノシシによるものであり、3対策を総合的に推進しているところですが、生態等不明な点も多く、効果的な対策を取りにくい状況です。

また、新たにイノシシが侵入した島しょ部においては、初期段階での対策が急がれ、調査と同時進行で捕獲対策を進めているところですが、イノシシの行動パターンや生息頭数の推定、生息域の拡大などについて基本的なデータや予測手法が不足しているため効果的な対策を進めるのが困難な状況にあります。

このため、イノシシの生態研究をすすめ、繁殖抑制技術などの革新的に個体数を調整できる技術開発を図るとともに、生息頭数を推定する方法の開発や行動を解明する調査研究に取り組み、生息環境や分布行動調査に基づく効率的・効果的な捕獲技術の開発について国における試験研究を本県などの九州の気候、地域、植生、動物相、農業形態等の条件にあった技術開発を九州沖縄農業研究センターなどの試験研究機関において行うことを望みます。

【4 改正鳥獣保護法の施行に伴う予算の確保について】

○「保護」から「管理」への転換を図るために必要な予算の確保と国が自ら主体となって捕獲事業を実施するとは

現在、鳥獣対策としての捕獲は主に農作物被害の軽減を図るために実施しており、平成25年度にはイノシシ3万3千頭、シカ7千頭を捕獲しているところですが、依然として農地等へのイノシシ、シカの出没は収まらず、近年では、市街地周辺に出没するケースや森林被害や生態系被害も増加しており、捕獲対策の推進は喫緊の課題となっております。

昨年の法改正に伴い創設された鳥獣の捕獲に関する事業の実効性を確保するために、指定管理鳥獣の生息状況の調査費、捕獲事業の委託料等必要となる費用だけでなく、生態系の回復のための方策に対しても、国による財政支援措置を引き続き講じていただきたい。

また、絶滅が危惧される希少動物ツシマヤマネコの保護を進める対馬においては、シカやイノシシの増加に伴いその生息環境が悪化しており、また西海国立公園として指定されている五島列島においても、シカの食害による土壌浸食が生じています。

これらの地域においては、国自らが主体となって鳥獣の捕獲に関する事業を実施し、野生鳥獣の適切な管理を推進することを望みます。

65 まちづくり事業の推進について

【国土交通省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 住宅市街地総合整備事業及び市街地再開発事業の促進を図ること
- 2 公営住宅整備事業及び公営住宅ストック総合改善事業の促進を図ること

長崎の
斜面地の整備

○長崎の斜面地の現状と課題

- ・長崎市では、市街地面積の70%以上が斜面地である。
- ・車両進入ができないため、若年層が流出し、高齢化が進行している(斜面地高齢化率 28.5%は平坦地に比べ4%高く、人口減少も続いている)。
- ・緊急車両が進入できず、防火上、防災上の問題がある。
- ・空家が増加し、防災上・衛生上問題になっている。(長崎県空き家率、15.4%は、全国平均より1.9%高い)

○斜面地整備の問題点

- ・平坦地に比べ、工事費・用地費とも高コスト。
- ・道路が未整備のため、建築物の更新が進まない。
- ・個々の敷地が狭いため、用地取得が進まない。

着工前

拡幅工事中

拡幅舗装完了

住宅市街地総合整備事業の整備状況 (立神地区:長崎市)

公営住宅整備事業
(深堀団地:長崎市)

○市街地再開発事業の目的

- ・敷地を共同化して高度利用し、新幹線駅の駅前広場整備や、中心市街地の防災性能向上を図る。

公営住宅ストック総合改善事業
(毛井首団地:長崎市)

市街地再開発事業
(諫早駅東地区事業イメージ:諫早市)

【1】この要望の背景・必要性は、以下のとおりです。

・住宅市街地総合整備事業及び市街地再開発事業の促進

本県の多くの地域では平地が少なく斜面市街地が多いという厳しい土地条件であり、この斜面市街地には老朽建築物等が密集し、防災上、居住環境上多くの問題を抱えています。また、限られた平地部分の市街地では、老朽化した低層の商業施設等が密集しています。

このため、斜面密集市街地では、公共施設が不足し、老朽建築物等が密集しているために、防災上等の観点からも住環境の改善を行う必要があります。しかし、平地に比べ多額の費用を要し、継続的な財源確保が難しい状況にあります。

また、平坦地の市街地では、低層で老朽化している建物が多いため、効率的な土地利用がなされておらず、市街地としての機能が低迷し拠点性を失いつつあるため整備が必要です。しかし、整備を行うためには、短期間に多額の財源を確保する必要があるため、地方自治体単独での財源確保が困難な状況です。さらに、市街地再開発組合に対する融資については、地元銀行の融資が非常に厳しい状況にあり、公的機関の融資に依存せざるを得ない状況です。

・公営住宅整備事業及び公営住宅ストック総合改善事業の促進

低所得者層が安定した生活を営むために良質な住宅ストックへの更新を行い良好な住環境を形成する必要があります。このため、各事業主体において策定した公営住宅等長寿命化計画等に基づき、県営住宅と市町営住宅で役割分担を勘案しながら、建替・改善の手法を的確に見極め、事業を計画的に進めています。しかし、地方自治体単独での財源確保が困難な状況にあります。

【2】本県が望むことは、以下のとおりです。

・住宅市街地総合整備事業及び市街地再開発事業の促進

- 住宅市街地総合整備事業の今後の予算確保を望みます。

平成28年度以降全体事業費： 15,612百万円（補助対象外事業費を含む）

国費要望額： 7,201百万円

- 市街地再開発事業の今後の予算確保を望みます。また、住宅金融支援機構の融資制度のうち、市街地環境の整備・改善に資する事業に対し、計画段階から建設工事・分譲に至るまでの間融資を行うまちづくり関連融資の制度継続及び予算の確保を望みます。

平成28年度以降全体事業費： 53,413百万円（補助対象外事業費を含む）

国費要望額： 13,896百万円

・公営住宅整備事業及び公営住宅ストック総合改善事業の促進

- 社会資本整備総合交付金の「地域住宅計画に基づく事業」について、予算の確保を望みます。

地域住宅計画に基づく事業

基幹事業：公営住宅整備事業及び公営住宅ストック総合改善事業

提案事業：公営住宅等の関連施設整備、駐車場整備、公営住宅建替事業に伴う移転費等

【3】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

・住宅市街地総合整備事業及び市街地再開発事業の促進

- 住宅市街地総合整備事業について11地区の整備が行われ、密集状態の改善、公共施設の整備、防災上の住環境も改善されます。

長崎市（江平地区、稲佐・朝日地区、北大浦地区、南大浦地区、水の浦地区、立神地区、立山地区）

佐世保市（矢岳・今福地区、戸尾・松川地区、福田・中通地区、東山地区）

- 市街地再開発事業について4地区の整備が行われ、中心市街地の活性化が図られます。

長崎市（新大工町地区、浜町地区）

諫早市（栄町東西街区）（諫早駅東地区「都市局」）

・公営住宅整備事業及び公営住宅ストック総合改善事業の促進

- 公営住宅整備事業

県営深堀団地（長崎市）

- 公営住宅ストック総合改善事業

エレベーター設置高齢者対応改善事業（毛井首団地：長崎市）

（新田団地：佐世保市）外

66 義務教育に係る確実な財源保障について

【文部科学省】

【提案・要望の具体的内容】

義務教育への財源措置については、教育水準に地域間格差が生じないように、義務教育費国庫負担金と地方交付税による調整機能により、国において確実に必要な財源が確保されること

○義務教育費国庫負担金決算額の推移（非常勤講師報酬分を含む）

（単位：百万円）

区 分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26当初	H27当初
義務教育費	34,716	28,993	24,035	24,033	23,894	23,294	22,709	22,497	22,464	21,415	22,197	22,678
公立養護学校費	1,612	1,273										
計	36,328	30,266	24,035	24,033	23,894	23,294	22,709	22,497	22,464	21,415	22,197	22,678

△60億円 △62億円

全国で8,500億円の減額
方針が示され、そのうち
4,250億円をH17で減額

国庫負担割合
1/2→1/3

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

- ・ 離島や過疎地域のへき地学校が、県全体の約3分の1を占める本県においては、義務教育費国庫負担制度により、離島等に住んでいても、国が保障する一定の教育水準が保たれています。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

- ・ いわゆる「三位一体の改革」により、平成18年度から国庫負担の割合が従来の2分の1から3分の1へ引き下げられています。
- ・ 国による国庫負担金とともに地方交付税の財源調整機能も含めた確実な財源措置が行われなければ、都道府県の財政力格差により、教育水準にも格差が生じることとなります。
- ・ 少人数学級の推進等教職員定数の改善にあたっては、国において確実に財源措置がなされることが必要です。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- ・ 離島やへき地学校を多く有する本県においては、現在国庫負担金及び地方交付税により、平成26年度の決算ベースで約92%の財源が確保されており、国が保障する一定の教育水準が保たれています。
教育水準に地域間格差が生じないように、義務教育費国庫負担率を2分の1に復元することを含め、地方交付税による調整機能により、引き続き国において確実な財源保障がなされることを望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- ・ 県内どこに住んでいても、憲法上の要請に基づく「教育の機会均等・教育水準の維持向上」が確保されます。

67 教職員の人事権に係る現行制度の堅持について

【文部科学省】

【提案・要望の具体的内容】

離島やへき地が多い本県では、全県的な教職員の採用及び広域的な人事異動により教育の機会均等と教育水準の維持向上を図っているため、現行制度を堅持すること

- 長崎県においては、昭和52年より広域交流人事を行っており、これにより本土部と離島部の教育格差は、全国学力・学習状況調査の結果においてわずかの差があるものの、以下の①～⑤のとおりほとんど見られません。

- ① 平成26年度長崎県学力調査において、本土部と離島部の正答率の結果は以下のとおりです。
(平成26年4月22日実施)

	小国語	小算数	中国語	中数学
本土部	47.7点	70.7点	49.7点	44.8点
離島部	49.3点	71.0点	49.6点	43.6点

- ② 平成26年度全国学力・学習状況調査A問題において、本土部と離島部の正答率の結果は以下のとおりです。
(平成26年4月22日実施)

	小国語	小算数	中国語	中数学
本土部	72.0点	78.0点	78.4点	66.3点
離島部	71.0点	78.2点	79.1点	65.1点

- ③ 平成26年度全国学力・学習状況調査B問題において、本土部と離島部の正答率の結果は以下のとおりです。
(平成26年4月22日実施)

	小国語	小算数	中国語	中数学
本土部	53.3点	57.2点	49.0点	58.5点
離島部	55.5点	57.2点	48.8点	57.7点

- ④ 広域交流人事開始当時と最近の高校等進学率を本土部と離島部で比較すると、以下のとおりです。

	昭和52年度	平成25年度
本土部	約92%	約99.1%
離島部	約85%	約98.9%

- ⑤ 広域交流人事により、本土部と離島部の教諭の平均年齢を比較すると以下のとおりです。

	小学校	中学校
本土部	46.9歳	45.1歳
離島部	45.1歳	42.9歳

H26.3.31現在の年齢

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

- ・ 政令指定都市以外の市町村への人事権移譲については、平成25年12月13日付けの中教審答申「今後の地方教育行政の在り方について」の中で、「県費負担教職員の人事権については、引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する。」とされています。
- ・ 離島地域や過疎地域が多い本県では、現行法下において昭和52年度から広域交流人事を実施し、バランスのとれた人事異動を行い、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図ってきました。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

- ・ 中核市などの大規模市においては、都市指向から応募者が集中し、教育水準の地域間格差の発生が懸念されます。
- ・ 児童生徒の減少により、教職員の定数が減り、大規模市以外の市町では年齢や教科などバランスのとれた人材確保が困難となるなど人事異動が硬直化し、学校運営に支障をきたします。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- ・ 平成20年4月に改正された、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、同一市町村内の教職員の異動については、市町村教育委員会の意向が強く反映されるようになっていきます。
県費負担教職員に係る人事権については、本県のような特殊性や実情を十分に勘案し、慎重に検討されるよう望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- ・ 現行のとおり、県教育委員会が教職員人事権を有し、県下全域で広域的な交流人事を推進することで教育水準の維持・向上と教育の機会均等が図れます。
現行制度が堅持されることは、本県が目指す人材育成にとって大きな後ろ盾となるものです。

68 高等学校等就学支援金制度における支給上限の撤廃について

【総務省、文部科学省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 全日制課程で36月、定時制課程及び通信制課程で48月を超えて修学した場合も、就学支援金の支給対象とすること。
- 2 単位制において、年間30単位及び卒業までに74単位を超えて履修した場合も、就学支援金の支給対象とすること。

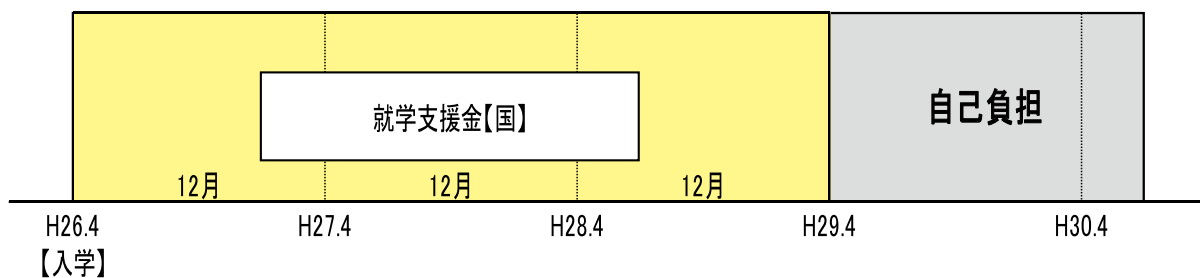
【就学支援金の支給額】

全日制	: 9,900円/月額
定時制（単位制除く）	: 2,700円/月額
定時制（単位制）	: 1,740円/1単位
通信制	: 366円/1単位

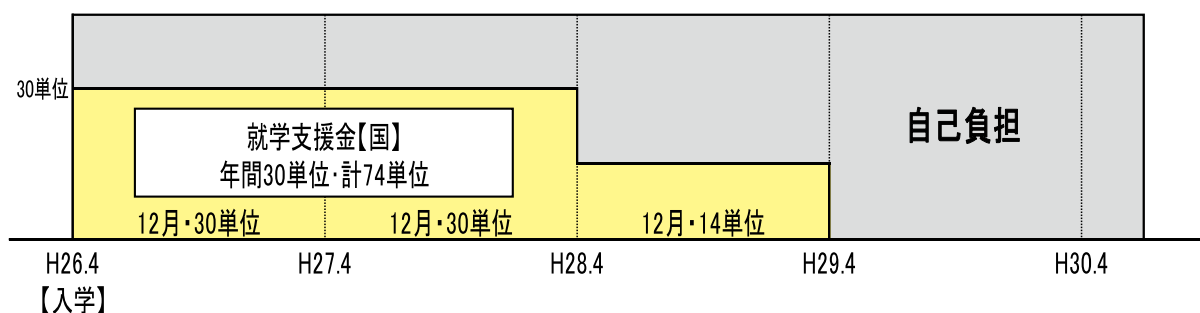
【就学支援金支給法による支給要件】

- 1 高校等を卒業していないこと。
- 2 保護者等の世帯収入が、910万円程度未満であること。
- 3 以下の上限要件を満たしていること。
 - (1) 上限在学期間 36月（定通は48月）
 - (2) 上限単位数 30単位（年間）
74単位（合計）

【全日制:単位数の支給上限なし】



【定時制(単位制)・通信制:単位数の支給上限あり】(通常修得単位数:87単位)



【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

- 平成22年度から導入された公立高等学校授業料無償制が、平成26年度より、所得制限を設けた高等学校等就学支援金制度へと改正が行なわれたことにより、私立高校生に対する就学支援金の加算額の拡充や、低所得世帯の生徒に対する奨学のための給付金制度の創設、中途退学した者に対する学び直しの支援など様々な支援策が講じられている一方で、就学支援金の支給対象の上限が次のように設定されています。

＜支給対象の上限＞

- 在学期間の上限：全日制課程で36月、定時制課程及び通信制課程で48月
 - 履修単位数の上限：単位制課程において、年間30単位、卒業までに74単位
- 修業年限を超えて在学する留年者については、病気や経済的理由などのやむを得ない事由により出席日数を満たさない場合もあり、一律に支給対象外とすることは、本制度の目的である「教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与すること」に相反していると思われます。
 - また、単位制課程の高等学校の中には、卒業までの取得単位数を74単位を超えて設定している学校もあり、それらに入学した生徒は本人の非によらず授業料等を負担しなければならなくなります。
 - そのため、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、支給対象の上限を撤廃することが必要です。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

- 留年の理由は、怪我・病気や経済的理由などのやむを得ない事由による場合もあり、一律に就学支援金の支給対象外とすることは、新たな教育費負担を生じることとなり、本制度の目的である「教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与すること」に相反しています。
- 単位制課程の高等学校の中には、全日制高校と同様に、卒業までの取得単位数を74単位を超えて設定している学校もあり、それらに入学した生徒は本人の非によらず授業料等を負担しなければならず、全日制高校に通う生徒と比較し、教育費の負担について著しい不均衡が生じています。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- 就学支援金制度における在学期間及び履修単位数の支給上限を撤廃し、所得制限額未満の生徒に係る公立高等学校授業料等が、実質無償となるよう要望します。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- 高等学校等における教育に係る経済的負担を軽減し、教育の機会均等に寄与し、すべての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会の実現につながります。

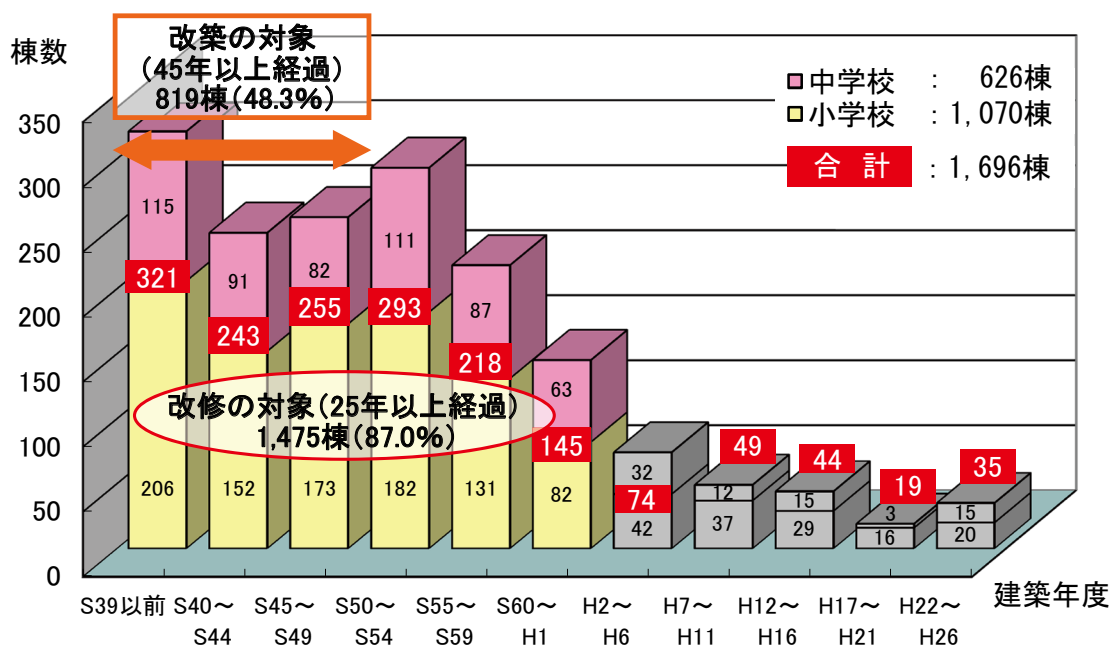
69 公立学校施設の整備に係る財源の確保について

【文部科学省】

【提案・要望の具体的内容】

安全・安心で快適な教育環境を確保するため、大規模改造事業や長寿命化対策事業、非構造部材を含む耐震化事業などの学校施設環境改善交付金事業について、設置者の整備計画に基づく事業が着実に実施できるよう、年度当初において必要な財源を確保するとともに、実情に即した補助単価の引上げを図ること。

公立小中学校の経年別保有棟数(H26.5.1現在で200㎡以上の校舎)



学校施設環境改善交付金補助単価 (建築単価) の推移 (円/㎡)

事業区分	建物区分	構造	H21		H22		H23~25		H26		H27	
			建築単価	前年比	建築単価	前年比	建築単価	前年比	建築単価	前年比	建築単価	前年比
小中学校 幼稚園	校舎	R・W	138,100	+3,700	141,800	+3,700	138,800	△ 3,000	152,000	+13,200	154,300	+2,300
		S	123,100	+4,200	127,300	+4,200	123,400	△ 3,900	135,000	+11,600	141,300	+6,300
	屋体	R・W	160,400	+5,900	166,300	+5,900	161,300	△ 5,000	177,100	+15,800	180,100	+3,000
		RS	154,700	+5,500	160,200	+5,500	155,200	△ 5,000	170,300	+15,100	174,600	+4,300
		S	141,400	+4,300	145,700	+4,300	141,200	△ 4,500	154,600	+13,400	161,800	+7,200

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

公立小中学校の校舎や屋内運動場等は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の応急避難場所としての役割を果たしていることから、これまで非構造部材を含む学校施設の耐震化を優先的に取り組んできました。

一方、本県の公立小中学校施設は、昭和40～50年代の児童生徒急増期に建築された建物が多く老朽化が進んでいます。このため、施設の維持管理に係るトータルコストの縮減・平準化を図りながら、建物の耐久性を高める長寿命化改修を推進していく必要があります。

また、教育内容・方法の多様化や省エネルギー化等に対応するための質的整備や屋外教育環境の整備など学習環境の改善を図りながら、学校における教育活動が円滑に実施されるよう、学校施設の計画的な整備が必要です。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

公立小中学校の施設整備にあたっては、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律のほか、学校施設環境改善交付金交付要綱等により交付対象事業に要する経費を、国が算定割合に応じて負担または交付することとなっています。

しかしながら、近年、国の予算に対し地方公共団体が計画する事業規模が上回っており、一部の事業については採択が見送られるなど、学校施設の計画的な整備に著しく支障が生じています。

また、公立学校施設整備費負担金や学校施設環境改善交付金の補助単価は、依然として実勢単価に乖離が生じ、事業を実施する地方公共団体の負担が増大していますので、補助単価の引上げが必要です。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- ・ 各地方公共団体が年度当初から整備計画どおりに事業を進めることができるよう、学校施設の整備に係る十分な財源の確保を要望します。
- ・ 実際の工事に要する経費と国の補助単価に乖離がありますので、実態を調査の上、実情に合うよう補助単価の引上げを要望します。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- ・ 学校施設の整備に必要な財源を確保することにより、安全・安心で快適な教育環境の整備が図られます。
- ・ 学校施設の老朽化対策や長寿命化を計画的に推進することで、維持管理に係るトータルコストの平準化が図られます。
- ・ 補助単価の引上げにより、事業を実施する地方公共団体の財政負担の軽減が図られます。

70 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの国庫補助制度の充実について

【文部科学省】

【提案・要望の具体的内容】

児童生徒の抱える問題は、年々深刻化・複雑化しており、いじめ・不登校等の多くの問題行動の解決に取り組むため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等の専門家の活用は不可欠である。

このようなことから、配置を希望するすべての学校や市町に配置できるよう「スクールカウンセラー等活用事業」、「スクールソーシャルワーカー活用事業」の補助率引き上げ、及び必要な予算を安定的に確保すること

1 配置状況について

(1) スクールカウンセラー等活用事業

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
①配置	173校	186校	201校
②配置希望	243校	260校	273校
差(①-②)	△70校	△74校	△72校

(2) スクールソーシャルワーカー活用事業

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
①配置	9市	11市町	21市町
②配置希望	14市町	15市町	21市町
差(①-②)	△5市町	△4市町	0市町

2 児童生徒の課題解決に向けて取り組んだ件数について

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
スクールカウンセラー等	15,351件	17,307件	17,294件
スクールソーシャルワーカー	485件	681件	535件

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

昨今、いじめが背景事情として認められる児童生徒の自殺事案などが発生しており、社会全体が一丸となっていじめの問題に取り組んでいくことが求められています。

このような状況の中で、「スクールカウンセラー等活用事業」については、平成20年度から国庫補助率が1/2から1/3に引き下げられ、「スクールカウンセラー等活用事業」、「スクールソーシャルワーカー活用事業」ともに、平成25年度は当初計画していた必要額がほぼ措置されましたが、平成26年度以降は必要額が措置されない状況にあるため、配置時間の変更により対応せざるを得ない状況になりました。

本県といたしましては、報酬単価や配置時間数の減など、配置方法の工夫により、配置数を増加させておりますが、希望する学校や市町はそれ以上に増加しており、配置できない学校等が増えています。

このようなことから、希望するすべての学校や市町に配置を行うとともに、カウンセリングに必要な時間を十分に確保することができるようにする必要があります。

【参 考】

1 予算について

【平成27年度】

- (1) スクールカウンセラー等活用事業（1 / 3 補助）
当初計画 202,704,000円（補助対象経費）
交付予定額 186,030,000円（補助対象経費）
※当初計画の92%（内示は98%。スクールソーシャルワーカーへ配分変更）
- (2) スクールソーシャルワーカー活用事業（1 / 3 補助）
当初計画 52,962,000円（補助対象経費）
交付予定額 44,091,000円（補助対象経費）
※当初計画の85%（内示は60%。スクールカウンセラーから配分変更）

【平成26年度】

- (1) スクールカウンセラー等活用事業（1 / 3 補助）
当初計画 185,796,000円（補助対象経費）
交付予定額 180,900,000円（補助対象経費）
※当初計画の97%（内示は100%。スクールソーシャルワーカーへ配分変更）
- (2) スクールソーシャルワーカー活用事業（1 / 3 補助）
当初計画 25,836,000円（補助対象経費）
交付予定額 24,570,000円（補助対象経費）
※当初計画の95%（内示は76%。スクールカウンセラーから配分変更）

2 報酬単価について（平成27年度）

- S C 1時間 5,000円（H20年度まで5,500円）
○ 準 S C 1時間 3,000円（H20年度まで3,500円）
○ S S W 1時間 3,000円（H23年度まで3,500円）

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

希望するすべての学校や市町にスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置できないこと、また、必要な予算が措置されない場合、配置校等における年間総時間数が減じることとなり、必要とされるカウンセリング等が十分確保できない状況になります。

さらには、スクールカウンセラー等の報酬単価の減により、優秀な人材が他の機関（病院等）へ流出するとともに、新たな人材の確保が困難となります。

このようなことから、必要な予算措置を行うことにより、カウンセリング等のための十分な時間を確保するとともに、人材の流出を防ぎ、優秀な人材を任用し、教育相談体制の充実を図る必要があります。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを希望するすべての学校や市町に配置し、カウンセリング等に必要な時間を十分に確保することができるよう、補助率の引き上げと、確実な予算確保を要望します。

特にスクールソーシャルワーカーについては、学校と各関係機関を繋ぐ重要な役割を担っていることから、近年さらに重要性が高まっています。本県としては、全ての市町教育委員会へ配置するとともに、県立学校への配置も拡充したいと考えており、国においても確実な財源の確保を要望します。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

希望するすべての学校や市町にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置することにより、児童生徒や保護者への適切な働きかけが行われ、不安や悩みの軽減や、不登校・いじめ・暴力行為などの問題行動等の早期解消を図ることができます。

また、専門的な見立てを基にして、教職員への指導、助言等が行われ、児童生徒理解の深化や相談技能の向上等が図られるなど、学校における教育相談体制の充実が図られます。

71 特別支援教育の充実に必要な財源の措置について

【総務省、文部科学省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 インクルーシブ教育システムの構築に向けて特別支援教育の充実を図るため、学校教育法等に「特別支援教育支援員」及び「看護師」を明確に位置付け、必要な財源措置を行うこと
 - (1) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校における、発達障害を含む様々な障害のある幼児児童生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う「特別支援教育支援員」の配置
 - (2) 特別支援学校における、障害の重度・重複化により医療的ケアが必要な児童生徒の安全・安心な学校生活の確保のための「看護師」の配置
- 2 障害のある幼児児童生徒の通学環境改善のため、特別支援学校のスクールバス運行に係る経費について、国による財政支援措置を講じること

○特別支援教育支援員配置状況

【市町立幼稚園、小・中学校】

区分	配置校（園）数				配置人数			
	幼稚園	小学校	中学校	計	幼稚園	小学校	中学校	計
H24	17	270	91	378	33	334	112	479
H25	26	277	97	400	36	348	119	503
H26	22	272	112	406	35	360	138	533

○特別支援学校における医療的ケアを必要とする児童生徒の状況

区分	H22	H23	H24	H25	H26
医療的ケアが必要な児童生徒数	97	89	88	80	84
全児童生徒数	1,307	1,359	1,397	1,410	1,447
全体に占める割合	7.4%	6.5%	6.3%	5.7%	5.8%

○特別支援学校における看護師の配置状況

区分	H22	H23	H24	H25	H26
看護師配置人数	9	9	12	12	13
医療的ケアを受けている児童生徒数	80	73	80	74	79

※長崎県では、医療的ケアの必要な児童生徒の安全・安心な学校生活を確保するため、平成16年度から「障害のある子どもの医療サポート事業」を実施し、県立特別支援学校に看護師を配置している。

○スクールバス運行学校数及び予算額

学校数	スクールバス	
	運行	運行なし
22校（分校4校、分教室5室含む）	本校7校、分校1校	本校6校、分校3校、分教室5室
H27年度スクールバス運行予算額	103,532	

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

- ・ 平成26年1月、我が国は「障害者の権利に関する条約」に批准しました。障害のある人もない人も共に生きる「共生社会」の形成に向けて、インクルーシブ教育システムの理念は重要であり、その構築のためには、全ての学校において「特別支援教育」を着実に進めていく必要があります。
- ・ 近年、長崎県においても、特別支援学校、特別支援学級及び通級指導教室に在籍する児童生徒数は年々増加しており、「特別支援教育」に対する保護者の期待は大きいものがあります。
- ・ 一人一人のニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」を着実に進めていくには、必要な職員の配置を促進する必要があります。
- ・ 特別支援学校の幼児児童生徒数の増加や障害の重度・重複化の傾向にある中、自宅から通学させたいという保護者の意向が強いことや、保護者の送迎負担が大きいことなどから、通学手段としてスクールバス運行の要請が高まっています。
- ・ 本県は、離島やへき地などの交通不便地を多く有しており、特別支援教育の地域間格差が生じないようにするためにも通学環境を整備する必要があります。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

○特別支援教育支援員

- ・ 近年、発達障害を含む教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒が、幼稚園等、小・中・高等学校の通常学級にも多く在籍しています。
- ・ 国において、障害のある幼児児童生徒の日常的な介助や学習支援等を行う「特別支援教育支援員」を配置するため地方財政措置が行われていますが、市町の厳しい財政状況等から、幼児児童生徒のニーズに応じた十分な配置が進んでいるとは言い難い状況です。

○看護師

- ・ 近年、障害の重度・重複化により、全国的に医療的ケアが必要な児童生徒が県立特別支援学校に多く在籍している状況です。
- ・ 長崎県においては、医療的ケアが必要な児童生徒が多い県立特別支援学校8校に13名の看護師を配置していますが、医療的ケアの内容が重度化・重複化している児童生徒が増えています。
- ・ 国においては平成25年度から看護師配置事業に要する経費について、新たに地方財政措置を講じましたが、引き続き医療的ケアが必要な児童生徒の教育活動の充実と、安全・安心な学校生活の確保や保護者の負担軽減のための対策が必要です。

○通学手段の確保

- ・ スクールバスは、障害のある幼児児童生徒の通学環境の改善を図るうえで、大変有効な通学手段ですが、都道府県の単独財源であり、平成26年4月1日からの貸切バス運賃の新たな料金制度への移行に伴い、ますます大きな財政負担となっています。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- ・ 特別支援教育の充実のため、次のことを要望します。
 - (1) 重要な役割を持つ「特別支援教育支援員」や「看護師」が定数措置できるよう学校教育法等で明確に位置付けられ、国の責任において必要な財源が措置されること
 - (2) スクールバスによる通学環境の改善が図られるよう運行経費について、国による財政支援措置を講じること

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- ・ 「特別支援教育支援員」や「看護師」が学校教育法等で明確に位置付けられ、必要な財源措置が行われることによって、離島やへき地の学校においても配置が促進され、県内どこに住んでいても、同じような特別支援教育が受けられるようになります。
- ・ 通学手段の確保により、幼児児童生徒の通学環境が改善され、特別支援教育の機会の充実が図られます。

72 県民の安全・安心を確保するための地方警察官増員について

【警察庁】

【提案・要望の具体的内容】

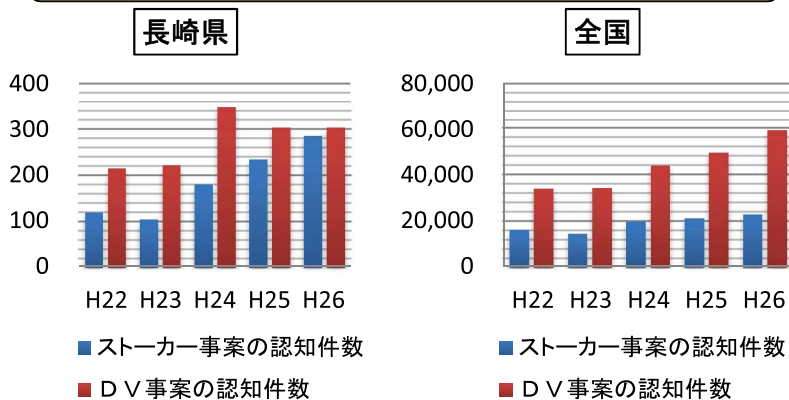
本県は、多くの離島を有し、離島地区に5警察署を設置して治安維持に当たっているが、離島署にあっては、有事の際に警察本部、隣接署等からの早期の応援が困難であることから、各種事案への迅速・的確な対応を図るためには体制の強化が必要である。

また、本県の治安情勢については、刑法犯認知件数が減少傾向にあるものの、社会情勢の変化により県民が治安に対する不安を感じる事案が後を絶たないことから、これに対処し、更なる治安の向上を図るため、警察官の増員が必要である。

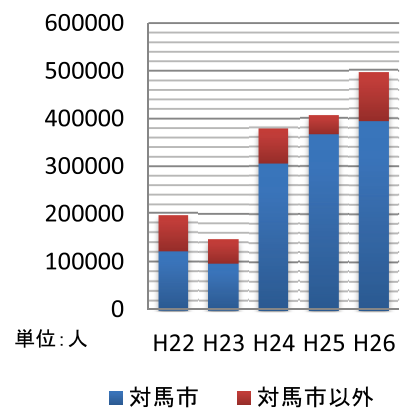
これらを踏まえ、以下のとおり、地方警察官増員について要望する。

- 1 人身安全関連事案に対処するための体制強化
- 2 特殊詐欺事件に対処するための体制強化
- 3 水際対策や外国人に係る各種警察事象に対処するための体制強化
- 4 サイバー空間の脅威に対処するための体制強化
- 5 被害者支援業務の体制強化

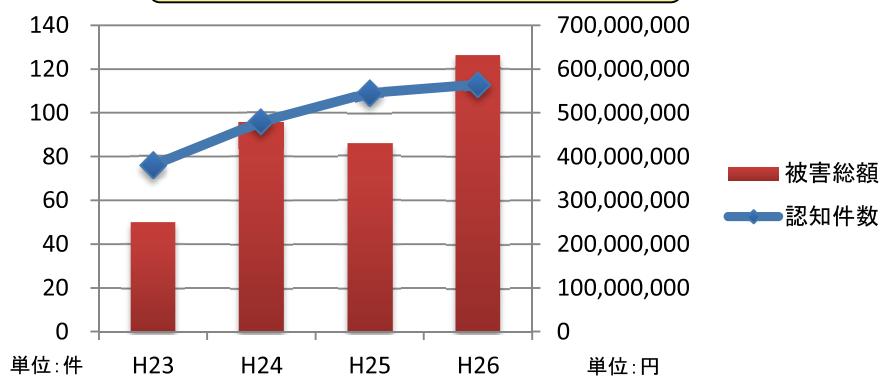
ストーカー・DVに関する現状



外国人入出国状況



特殊詐欺に関する現状



【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

- 1 恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案を始めとする人身安全関連事案は近年増加傾向にあり、全国的には事態が急展開して重大事件に発展する事例も度々発生しています。
- 2 振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の情勢は悪化しており、被害総額については平成26年に過去最高となっています。
- 3 本県は、多くの離島や長い沿岸線を有しており、過去にも壱岐・対馬・五島列島で集団密航や密輸事件が発生しています。また、対馬では韓国人等の外国人観光客が急増し、それに伴って外国人に係る各種警察事象も増加しています。
- 4 サイバー空間が国民生活や社会経済活動に不可欠な社会基盤として定着する一方で、サイバー空間で提供されるサービス等を悪用した犯罪や攻撃に遭うリスクが高くなっています。
- 5 年々、犯罪被害者等への支援が重要視されてきているところであり、また、犯罪被害者等のニーズは多様化している状況です。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

- 1 端緒の把握や事案の処理、被害者等の安全確保など人身安全関連事案に関する警察活動は多様化しており、認知した段階から事態に応じた、より適切な対応をするためには、体制の強化が必要です。
- 2 特殊詐欺事件については、これまでの振込型、現金手交型及び現金送付型に加え、被害者を航空機等で東京や大阪などに呼び寄せて現金を手交させる「上京型」と呼ばれる犯行形態も見受けられるようになったことから、予防のための広報啓発を推進する一方で、「受け子」等の検挙を端緒とした突き上げ捜査により犯行グループを壊滅に追い込んで被害に歯止めをかけるためには、体制の強化が必要です。
- 3 沿岸警戒や海空港における警戒などの水際対策については、関係機関と連携するとともに民間団体や地域住民の協力を得ながら実施しているところ、外国人入出国者の増加に伴い更なる徹底・強化を図るためには、体制の強化が必要です。
- 4 サイバー空間を利用した犯罪に関する相談は増加傾向にあり、また、大規模なサイバー攻撃の発生が懸念される状況であるところ、これらサイバー空間の脅威に的確に対処するためには、体制の強化が必要です。
- 5 犯罪被害者等への支援内容は事案ごとに多種多様であり、事件発生直後から、より犯罪被害者等の心情に配慮した途切れのない迅速・的確な支援を実施していくためには、体制の強化が必要です。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- 1 人身安全関連事案への対応や長期にわたる当事者等の保護対策を強化するための地方警察官の増員を望みます。
- 2 特殊詐欺事件の中核被疑者の検挙に向けた体制を強化するための地方警察官の増員を望みます。
- 3 沿岸警戒や海空港における警戒などの水際対策、外国人に係る各種警察事象への的確な対応を徹底・強化するための地方警察官の増員を望みます。
- 4 サイバー犯罪及びサイバー攻撃による被害の未然防止・拡大防止に係る対策を強化するための地方警察官の増員を望みます。
- 5 犯罪被害者等に対してより適切な対応及び支援ができる体制を強化するための地方警察官の増員を望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- 1 当事者等の身の安全が確保され、被害の拡大防止または未然防止につながります。
- 2 県民の財産を守り、安心な暮らしの確保につながります。
- 3 不法入出国等の犯罪防止の強化や外国人に係る各種警察事象への的確な対応がなされ、県民の不安の解消につながります。
- 4 サイバー空間の安全・安心が確保され、インターネットの安全な利用につながります。
- 5 犯罪被害者等に対するより適切な支援につながり、犯罪被害者等の負担軽減や被害回復等が推進されます。

長崎県の現況

1 人口

○平成 22 年国調人口 1,426,779 人（平成 22 年国勢調査総務省発表確報値 [H23.10.26 公表]）

○前回（平成 17 年）国調との対比

・減少数 全国第 7 位 減少率 全国第 6 位

○国勢調査人口の推移

（単位：人）

調査年	県計	指数
昭和 35 年	1,760,421	100
平成 7 年	1,544,934	88
平成 12 年	1,516,523	86
平成 17 年	1,478,632	84
平成 22 年	1,426,779	81

○離島の人口推移

（単位：人）

調査年	本土	指数	離島	指数
昭和 35 年	1,432,825	100	327,596	100
平成 7 年	1,365,495	95	179,439	55
平成 12 年	1,348,443	94	168,080	51
平成 17 年	1,326,312	93	152,320	46
平成 22 年	1,289,796	90	136,983	42

※各年の本土と離島の数値は、平成 27 年 4 月 1 日現在の離島振興法指定有人島の人口

2 県内総生産からみた産業構造の状況（平成 24 年度）

国と比べると、第 1 次、第 3 次産業の割合が高く、第 2 次産業が低い。

（単位：％）

	第 1 次産業	第 2 次産業		第 3 次産業
		うち製造業		
本県	2.6	18.4	12.9	79.0
国	1.2	23.9	18.2	74.9

国値：平成 24 年度版国民経済計算年報（平成 24 年暦年値）

3 産業活動の状況

①県内総生産額 44,034 億円（平成 24 年度）

②一人あたり県内総生産 3,128 千円（平成 24 年度）

③一人あたり県民所得 2,400 千円（平成 24 年度）

④産業別生産額

・観光消費額 3,316 億円（平成 25 年）

・農業産出額 1,444 億円（平成 25 年、全国第 22 位）

・海面漁業・養殖業生産額 921 億円（平成 25 年、全国第 2 位）

・製造品出荷額等 16,278 億円（平成 25 年、全国第 40 位）

⑤有効求人倍率 0.93 倍（平成 27 年 2 月、全国 1.15）

⑥誘致企業数の年度別推移

H 6～H 10	H 11～H 15	H 16～H 20	H 21～H 25	H26
17	35	41	28	9

4 地域指定の状況（平成 27 年 4 月現在）

市町数	離島	過疎	半島	辺地
21	10	13	10	16

※しまの数 594（うち法指定有人島 51）

5 県財政の状況

	単位	平成 25 年度		
		長崎県	全国	順位
財政力指数		0.29561	0.46370	39
歳入に占める県税の構成比	％	15.8	25.2	36
歳入に占める交付税の構成比	％	31.0	23.2	6
自主財源比率	％	33.4	43.3	41
県民一人あたり県税	円	78,290	130,874	46
県民一人あたり地方債残高	円	862,902	698,624	20

6 市町村合併の状況

		H11.3.31 現在	H27.3.31 現在	減少率
		市町村数	市	8
	町	70	8	—
	村	1	0	—
	計	79	21	73.4％
うち人口 1 万人未満		56	2	96.4％

[2016]

 第29回全国健康福祉祭ながさき大会

ねんりんピック長崎2016



長崎で ひらけ長寿の 夢・みらい

平成28年10月15日(土)~18日(火)